

令和7年 第4回松田町議会定例会 会議録 (第2日目)

令和7年12月3日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 16人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鍵和田栄	税 務 課 長	山岸裕子
町 民 課 長 兼 寄 出 張 所 長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌宏	参事兼観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	鍵和田龍太
教 育 課 長	椎野晃一	生涯学習推進課長	遠藤雅典

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	渋谷好人	書 記	石井友子
---------	------	-----	------

5. 議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第57号 松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第58号 松田町寄みやまグラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第59号 小田原市と松田町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について
- 日程第 5 議案第60号 南足柄市と松田町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について
- 日程第 6 議案第61号 大井町と松田町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について
- 日程第 7 議案第62号 松田町と箱根町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について
- 日程第 8 議案第63号 令和7年度松田町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 9 議案第64号 令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 10 議案第65号 令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 11 議案第66号 令和7年度松田町上水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 12 議案第67号 令和7年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第2号）

6. 議会の状況

議 長 皆様おはようございます。

松田町議会定例会本会議第2日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、大変に御苦労さまです。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

それでは、本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に、事務局は録画の準備をしてください。

議 長 日程第1「一般質問」を行います。

昨日に続き一般質問を通告順に行います。受付番号第7号、平野由里子君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 平 野 それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

受付番号第7号、平野由里子。質問、新松田駅北口地区市街地再開発事業の公共性及び所信表明における協働。

1番、本事業には国、県、町からかなりの補助金が出されることになっています。駅前広場やペDESTリアンデッキなどに公共性があることは理解しやすい一方で、集約施設、つまり商業・公益施設・マンションを含む再開発ビルにも補助金がつきますが、公共性があることに理解が進まない方も少なくないかと思えます。本事業における公共性、公共の福祉とはどういうものなのか、伺います。

2つ目。再開発ビルの中の公益施設には子育て関連のものという話が出ておりますが、町民の声をどのように反映させて決定していくのか伺います。

3つ目。町長の所信表明では、「8つの公約」の推進のために必要なこととして町民との協働を真っ先に挙げておられました。協働のための具体的な施策は。

以上、よろしく申し上げます。

町 長 皆さん、おはようございます。本会議2日目よろしくお願いいいたします。

では、平野議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず1つ目の御質問にお答えいたします。

市街地再開発事業を規定する都市再開発法では、第1条に「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与すること」を目的に据えております。

この目的を達成するために、国では財政的支援を補助制度として確立してお

り、駅前広場等の公共施設に関しましては2分の1を、また、民間が一体として整備する再開発ビル等の集約施設に関しても、権利床・保留床を除く公共性がある通路や空間等の共用部へ3分の2を、そして事業全体としては、調査・設計・計画、土地整備費にも3分の2が支援されます。

この集約施設等に係る補助額は、現時点の試算となりますが、事業費86億9,000万円に対し32億5,000万円となります。このうち国が2分の1を、残る2分の1を神奈川県と松田町で負担するというもので、町負担は約10億円を想定しております。

さて、市街地再開発事業における公共性、公共の福祉の寄与・貢献については、当地区の交通の安全・利便性の強化、地域の活性化、防災性の向上などを通じて、町民全体の利益と利便性を高め、最終的に将来への持続可能な都市環境を創出することと考えております。

具体的には、安全・安心でゆとりを備えた駅前広場や歩行空間、ペDESTリアンデッキ等の公共施設の整備により、駅利用者や歩行者にとって安全性、利便性が向上するものとなります。

また、商業・公益施設・マンション整備と町にとっての公共性との関係につきましても、再開発組合が町の中心地である当地区に商業施設を整備されることで、町民や利用者の利便性、生活環境の向上に加えてにぎわいが創出され、地域の活性化が図られるものと期待をしております。

また、より住みやすい持続可能なまちづくりを推進するため、子育て支援、交流など住民ニーズに応える公共施設を町の交流拠点として整備することで、中心市街地である当地区に定住人口を増やし、新たな交流の創出やコミュニティーを形成することで、事業効果と価値を高めてまいりたいと考えております。

当地区では、現在、空き家や空きテナントが増加し、建て替え困難な既存建物が多く存置されておりますので、再開発ビルの整備など土地の高度利用から創出される都市機能の更新によって、狭隘道路の解消や建物の不燃化・共同化など災害時の安全性を図り、近隣、地域住民のみならず、利用者の人命を守る

ことにつながることで、松田町の公共の福祉に寄与、貢献するものと考えております。

次に、2つ目の御質問にお答えをいたします。

公益施設として整備される予定の施設は、子供や子育てに関連する施設を中心に検討を重ねている状況でございます。現在、地方創生拠点施設スプラポに設置されている子育て支援センター等の移設を行うことで、駅周辺に子供から大人まで、町民の皆さんや来訪者が憩え、にぎわいや交流をもたらす拠点の整備を目指したいと考えております。

今後、準備組合が行う再開発ビルの基本設計に合わせて、内容や規模など具体的な検討を進めていくこととなりますので、子育て支援・交流拠点の整備に向けては、本事業の進捗に伴って子育て世代の方々からも御意見を賜り、準備組合とも連携して検討を進めてまいります。併せて、本事業において誘致を予定されているスーパー等の商業施設によるにぎわいと相乗効果を期待しているところでもございます。

次に、3つ目の御質問にお答えをいたします。

第6次総合計画にうたわれている「協働」という言葉の定義について申し上げますと、「協力して働く」と書く「協働」でございますが、世間一般的には、物事について議論する際に様々な意見があり、当然にして違う意見もありますが、決まったことについては、同じ方向を向き一致団結して一緒に取り組むこととされていることから、私も同様な理解をしております。

また、町の最高規範であります松田町自治基本条例においても、まちづくりの基本原則として「協働・連携協力」を規定しております。御承知のとおり、多様化する町民ニーズや地域内の様々な課題を解決していくために、まちづくりの基本は、行政主導でなく、町民主権の意識を高めるため、皆で考え皆でつくり上げること、どんな苦労や苦難な道のものであっても、建設的な意見やモチベーションを持つ方々の集合体、仲間づくりが必要であると考えております。そのためには、お互いがその情報を共有し、集い、理解し合うことが必要となりますので、相互に情報公開、情報共有を行う取組が今まで以上に重要で

あることも認識しております。

具体策といたしましては、新たな施策の中に掲げました町民主役のPR動画の制作や学生有志の松田町盛り上げ隊の増強も仲間づくりの一案であり、また、最先端でのAIやデジタル、SNS等を活用して施策等を積極的に発信し、情報を正しく理解及び受け止めてもらえる情報発信力の強化を行う。その一つとして、私や職員などによるSNSを活用した動画の配信チャンネルなども創設し、町の施策等の情報発信も考えております。

最後になりますが、多様化する現代社会である中、古い考えかも知れませんが、私は、米百俵の精神を念頭に、「協働」というキーワードの下、町民、議会、各種団体、企業、行政が建設的に話し合い、同じ方向に向かって一緒に働き汗をかき、町民の歴史と文化を未来へつなぐ人づくりこそが、松田町の未来にとって大切なことであると考えております。

今、時代の変革時を迎え非常に大変な状況でもございますが、未来を創る子供たちのために、松田町の全世代が向かう協働のまちづくりを御理解され、オール松田にて乗り越えていくよう、議会の皆さん方にも引き続きの御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

7 番 平 野 回答ありがとうございます。では、再質問をさせていただきます。

まず1つ目の質問に対して、今お答えの中にも都市再開発法を引用されて、公共の福祉についてお話がありました。また、この事業は、都市計画決定がこの間なされたと思いますが、この都市計画法にも沿っております。この法律の中にも第1条に「もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」とちゃんと書いてあります。公共の福祉にかなう事業だと考えるからこの事業計画を進めるのだと思いますし、また、私も、それだから賛成の立場として建設的に今日は質問をしていきたいと思います。

まず最初なんです、これはいわゆる公共事業ではないのか、その違いを確認させていただきたいんですが、お願いします。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。

公共事業かと言われると、再開発事業は様々な主体のやり方はありますけれども、本件につきましては第1種市街地再開発事業でございます。そういたしますと、施工の主体は再開発の組合さんになってまいります。ただ、その再開発事業をやる中に、これは公共的な要素、いわゆる道路や、本件でいけば駅前広場、こういった施設、こちらに関しましては公共施設となります。これが一体となって整備される事業でございますので、イメージとして言葉が適切かはあるんですけども、官民連携の事業だ、公共性も備えた官民連携事業だと、このように捉えていただければと思います。

7 番 平 野 分かりました。言葉がいつも気になっていたんですけども、いわゆる公共事業ではないと。そうではなくて、官民連携事業というふうに捉えていくふうなことで理解をいたします。

ところで、9月、寺嶋議員がやはりこの市街地再開発事業について一般質問しておられて、町はどの程度関与するのかという再質問の中でそんな話をされていたんですけども、それに対する回答が、町は広場や通路、公共施設部分を作る、再開発ビルは主体は組合、だが官民連携である、やはりそういうふうにお答えになっていたもので、今確認させていただいて理解が深まったと考えます。

また、夏には詳しい広報別冊というのが出ていて、事業費、責任分担の表というのが入っておりました。こちらですね。とても分かりやすくなっていたなと思うんですが、少々疑問に思った点がありますので、確認させていただきたいと思います。

費用分担のスキームのところでは先ほど私が質問のテーマとしていたいろいろな補助金のこと、それが回答の中ではちゃんとパーセントというか割合、それから金額も改めて教えていただきましたけれども、この責任分担表のほうで、再開発ビルの整備の責任分担のところ、責任のところ、町のところが「—」になっているんですね。責任分担のところ。「—」になっているというのは、町には責任がないというふうな印だと思うんですけども、責任がないという言い方がちょっと釈然としないなというふうな感じで感じているので

す。完成後には所有も管理組合のほうになっていくということで責任がない。これがどうなんだろう。責任がないという言い方なんです、そういうふうに言い切ってしまうていいのか、それがちょっと疑問なんです、どうでしょうか。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。この広報ですね、8月でした。特別広報として、住民説明を重ねる中で、参加者の方から町民全般に知らしめたらどうだという御提案をいただいた中で、整理をさせて発行させていただいたものです。

内容はですね、市街地再開発事業説明会資料というのはボリューム的には40ページ、50ページあるような内容でしたので、特に知っていただきたい内容、また少し理解として違う方向に理解されている方々がいらっしやった。こういうことをもってより分かりやすく説明として出した広報であるということがまず前提となります。

その中の一つとして、なぜ町が再開発ビルを建てるんだ、さらにそれをなぜ維持するんだというような、少し理解が違った方向に行かれている御意見等々が見受けられましたので、ここを分かりやすくというところで整理をさせていただいたものでございます。

その中で、事業費の分担、また責任の分担とございますが、純粹に再開発ビルの整備を申し上げますと、先ほどの答弁内容にもありましたけども、いわゆる共用部という部分的なところに関しては、制度設計ですね、これは町が勝手にということではありません。再開発事業の補助、支援のスキーム、これは国で定められたものでございますけれども、そこで与えられた部分というのは町としての負担をさせていただくという考え方はございます。

ただ、その部分というのはいわゆる共用の部分でして、厳密に言えばというところになりますけども、まずは理解の促進として、事業費の負担、責任の分担というところで「一」にさせていただきました。議員おっしゃるように、さらに細かくお話しになっていけば、そういった部分というのは細かくは出てきます。

以上です。

7 番 平 野 この表に関して、非常にシンプルに、分かりやすくすることで迷いをなくす
というか、そういうふうなことだということは私も理解しております。共用部
も含め再開発ビルにはやはり町がしっかりと関わっていくということだと今
の答えは受け止めましたので、「一」はあるけれども、町の責任はゼロだよと
か、無責任だよとか、そういうことではないというふうに取り扱ってよろしい
ですよ。はい、分かりました。

あと、この資料のもう1つちょっと不明だった点がありまして、8ページの
ほうの費用分担のスキームのほうなんですけれども、一番左側の下側ですよ
ね。(4) 公益施設整備費約7.8億円。この部分というのが、6月定例会の頃
の全協の資料からこういうふう独立して出てきたというふう覚えているん
です。この公益施設というのは具体的には何のことなのか。要するにペデス
トリアンのことなのか、ちょっとそれが分かりにくいと思ひまして、確認させ
ていただきたいんですが、またこういうふう、6月のあの頃からこうやって
分けて書き出した、それはどういう理由なのか、それも教えてください。

まちづくり課長 お答え申し上げます。

今おっしゃっていただいたものは、資料を皆さんが持っているわけではない
と思ひますので、簡単に御説明をいたしますと、まず公益施設というものと
いわゆる公共施設、言葉として少し整理をさせていただきます。

公共施設と申し上げますのは、いわゆる道路や広場、また道路に附帯する施
設でございます。道路に附帯する施設というのは、例えばペデストリアンデッ
キになります。これが、そのときにお示しした資料の中では、駅前広場整備費
に全て含まれるというふう御理解いただければというのがまず1つ目です。

公益施設というのは、いわゆる公共性があるものではございますけれども、今
言った道路やそういった公共施設以外の施設になります。駅前のこの再開発事
業の中で公益施設として考えておりますのは、本日の答弁でもさせていただ
いたとおり、いわゆる子育て支援センター等の交流的な施設を中心として今検討
しているところです。

なぜこれが急に出てきたのかというお話でございます。再開発事業の中で

は、いわゆる公共性という意味では駅前広場のお話もありますけども、施設、再開発のビルの中に何ができていくかということでございます。こちらについては、住宅を当然メインとして御説明申し上げていますが、町民の方から非常に要望の高いスーパー、商業的な施設、そしてプラス再開発のエリアの価値を上げる、連携して町として何をそこに設置するかというような議論もありました。そういった中で、今申し上げた子育ての施設を考えている。

こちらに係る施設の整備費と申しますのは、単体で建物を建てるわけではなくて、いわゆるビルの中の一部を取得するようなイメージ、床を取得するようなイメージ、プラスして子育てに係る施設を整備する費用としての総額を示させていただいて、これが2分の1の補助の制度のスキームでございますので、町の負担ということで整理をしておりました。

以上です。

町長 1点目については、今柳澤君が言っている通常時ね。通常時はそれでいいと思うんですけども、災害が起きたときに、駅の前に避難場所も今のところ計画もないというのもあって、そんな話も要望的なところもあったので、そういうのも兼任した中で町が責任を持って場をつくったほうがいいんじゃないかなろうかということで提案の中で挙げたのが1つ。

もう1つは、分けたというのはもう1つ理由があって、補助メニュー自体が、国土交通省からお金をもらう分と内閣府からお金をもらう分ということで分けているところがあるので、あえてこういうふうに。あとタイミングだとかあったので、分かりやすく分けたということもございます。

以上です。

7 番 平 野 お二方の説明が非常に分かりやすく、こういうふうに分けたのには意味があったんだなというのが分かりました。また私も最初から、6月にこれが出てきたときから、ペDESTリアンのことかなとちょっと思っちゃっていたんですね。(2)のほうにちゃんと広場というのは駅広場というのが書いてあるけど、ここにペDESTリアンとははっきり書いてないので、それを分けたのかなとかちょっと思っちゃったところがありまして、確認させていただいてよかつ

たです。これは、（４）のほうはビルの中の公益床だというようなことで理解をいたしました。

そしてですね、このビルなんですけれども、商業とか業務テナントを入れていくんだというようなことで、これに関しても責任分担表を見ると、これは書いてないのかな。誘致の責任は書いてないんだね、どこにも。この責任分担表に載ってなかったんですけども、誘致活動の主体はどこでやられているのかというのを教えてください。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。

御質問の趣旨が、いわゆる集約施設に係る商業的なテナント、こちらの誘致活動の主体はどこかということによろしいかと思うんですが、こちらについて今回答弁でもさせていただいている部分がございますけども、また責任分担でいったところの後の責任の所在もある程度明らかにした中で、こちらについては組合もしくは床をお持ちの方ということがベースとなってまいります。

その床を最終的に購入する方の責任という部分ですけども、今現在の誘致に関して申し上げますと、こちらについては組合さんということで整理をしております。

7 番 平 野 ありがとうございます。組合が主体ということで進んでいるということですから。いろいろな商業や業務の誘致については、にぎわいの創出にすごく関わることというふうに思われます。このにぎわいの創出というのは、平成31年のこの事業の基本構想、基本計画の頃から既に掲げられていまして、これはやはり公共の意図ではないかと私は理解をしていますが、この点はどうなんですか。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。

にぎわいの意図に関しては、基本構想・基本計画のときに位置づけた柱立てでございます。最後おっしゃったのは公共の意図……。

7 番 平 野 公共の意図ではないか。にぎわいの創出がそもそも最初から掲げられているのは、途中から事業者が言い出したことではなく、公共の意図ではないか。

まちづくり課長 申し訳ありません。ちょっと意図が酌み取れませんが、おっしゃるとおりで

ございます。公共の意図というのは何かと申しますと、この基本構想・基本計画を定めるに当たってもパブリックコメントを行い、またその前には、地権者さんや各種事業者さんも含めた協議会もあり、もっと言えば町民アンケートもあり、そういった中で駅前に何を求めるか、これは本当に意思統一された皆さんの大きい悲願でございます。

その中には、端的に申しますとスーパーというものが非常に要望が高いわけですが、これをしっかり入れていく。公共性としてやっていく事業の中の柱として位置づけていく。この経緯があるということで御理解いただければと思います。

7 番 平 野 ありがとうございます。にぎわいの創出とか、商業やスーパーを中心としたそういうものの誘致というのが、駅の広場、安全性のほうだけでいいんじゃないかという議論が途中から出てきてしまったので、私はこれはもともと入っていた公共の意図だというふうにずっと思っていたので、改めて確認させていただきまして、安心いたしました。

つまりこれは、もしこの事業、官民連携と言っておりましたけども、町が関わらないとすれば、民間業者にとってはシンプルにマンションを建てるだけになってもおかしくはない。つまり、業者にとってはそういったものを誘致するというのはすごい大変なことというふうに私は想像しておりますので、本当に単純に考えれば、民民でもし進んでいってしまえば、私たちが町として意図しているこういったにぎわい、あるいはスーパー、こういったものは入る余地がなくなってしまうんじゃないかというふうにちょっと危惧していますので、これは改めて私たちの意図でもあるということを確認させていただきました。

特にスーパーの必要性というのは多くの町民が望んでいることで、現在既に駅徒歩5分圏内でも買い物難民のような高齢者というのがかなり見受けられているんですね。また、まちづくりの観点からも、転入を考えるような人たちの考えからも、スーパーのない町というのはマイナス要素ではないか。それでしかないと思うんですね。町の人口より多い人数が乗り換えのために一日のうちに行き来しているということを踏まえれば、パン1つ、お惣菜1つを買うだけ

でも消費活動が増えるということにもなります。

また、駅周辺にスーパーをつくること、これは中心から寂れていくことを防ぐ絶対条件と言ってもいいのではないか。その意味では、スーパーは公共の福祉に大きく関わることと思っております。ですから、先ほど、こういった誘致の主体は組合だというお答えを一回もらいましたけれども、その誘致にはぜひ町も積極的に関わってほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長　ただいまの御質問ですけれども、誘致活動に関して町も何かサポート的なものがないかということでございます。詳細は申し上げられませんが、様々な、町もいろんな交流先がございます。そういった中で、まずは準備組合として今リサーチされている内容というのを適時把握することはしておりますので、プラスアルファで様々な町の知り合いとか、いろんなお付き合いがございますので、そういった中でもサポートとか御支援はさせていただけるのかなというふうに考えております。

7 番 平 野　それを聞いて安心いたしました。またちょっと選挙中を通じて、スーパーなんか来ないよとか、そういう不安の言葉を結構聞いたもんですから、見通しとしてはどうなのか、言える範囲で教えてください。

まちづくり課長　御答弁申し上げますが、昨日も近い御質問があったように記憶をしております。今現在といたしましては、今までですね、都市計画決定前の段階であっても、何社さんから当然興味があるというお言葉は聞いています。興味はあるけれども、もっと詳細なものが、例えば出店しようとしても様々な御希望もあらわれます。そういったものも聞いてもらえるのかとか、あとはいわゆるこの都市計画決定をした後にですね、より具体的なものを検討していくに当たって、そういう先は何社とか、相当数ございます。スーパーだけでも相当数ございます。

あとは、例えば今までも説明会やいろんなところで御意見をお伺いしていましたが、スーパー以外にもいろんな分野でリサーチはしています。これをまさにこれから、都決もできて、しっかりとこれから本気で進んでいくんだねという中で、本腰を入れて相手様もお考えくださるものという段階というふう

に現時点ではさせていただきます。

7 番 平 野 ありがとうございます。非常に期待をしております。責任分担表の下には文章部分で、将来的にはテナントが埋まらなくても町が税金等で負担することはないというふうに一文書いてありまして、将来の税金の負担を心配する方をこれは安心させる部分だなと思います。だからといって、町があまり責任がないというふうに言うのは、やはりちょっと腰が引けているように聞こえてしまうので、これはちょっと気をつけていただきたいことと思います。ぜひ積極的に連携、協力して、本当にこれを実現して誘致してほしいなと思いますし、また、誘致した暁には共存共栄できるようにしてほしいなというふうに思います。

さきの寺嶋議員の一般質問の中で権利変換についても御答弁がありました。民民で話が進みにくいときには町は仲介するつもりだと、「仲介」という言葉を使っていたんですが、ここにこそ町が公共として果たす役割があるんじゃないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。

ただいまのお話でいきますと、これからのステージとしては、まず本組合の設立、事業認可、これが来年度の目標となってまいります。その先に、これを前提としたさらに詳細な、基本設計もできた、本組合もできた、その後にさらに詳細な設計等もしてまいります。その中で最終的な権利変換、これの御同意が得られない限りは事業というものは進んでまいりません。

その中で、当然まず事業性としてですね、再開発の事業というものは単純に町がお金を出すからできるというものでは、単純ではございません。当然その事業の中で自分の財産を持ち寄って事業を組み立てていく、さらに、採算性、物価高騰もある中で事業の内容を検討していく、その中で決まっていく権利変換でございます。まずそれをしっかりと組合の中で整理、鋭意努力をさせていただきますので、その中で町としてできる、単純な仲介というものなのか、町が何ができるのかはケース、ケースで様々なことが想定されますので、そういった際に、町としても当然一緒に連携していますので、できることをそのタイミ

ング、そのタイミングでやっていくのかなというふうに考えております。

7 番 平 野 都決ができた段階、やっとここまで来た段階で、これから具体化していく、そういう段階なので、詳細なところ、具体的なところはまだまだと、言えるところは少ないのは分かっております。これから町が何ができるのかというのを考えながら連携していくということで、ぜひしっかりとお願いしたいなと思います。

公共の福祉の増進というのを掲げているこの事業なんですが、やはり生活基盤が失われるような権利者が発生するのは、これはちょっとよくないのかなというふうに考えます。公共の福祉は、この事業の骨組みとなる、先ほど言った法律2つありましたけども、それ以前に憲法また地方自治法にもうたわれている非常に大事なものである。そしてまた一方で、町長が先日の所信表明において掲げておられたSDGsの理念、誰一人取り残さないというふうなこと、これも本当に大事なことである。そして、反対している方も大切な町民だということ。公共の福祉と個々の生活基盤はどちらも大切なもので、二者択一ではないと思っております。

民のビジネスライクな方式がベースとなって、これからいろいろな合意形成に進んでいくと思うんですけども、これが本当にビジネスライクなことだけで割り切れないことがたくさん出てくると思うんです。またそれは個々の地権者さんのいろいろな状況、それが一人一人多分違うと思うので、非常に難しいことになっていくと思うんですね。そういう場面こそ町が関与する意味が出てくると思います。これに関しては町長どう思いますか、お願いいたします。

町 長 おっしゃるとおりだというふうに認識しています。この事業自体はいろんな方々の御意見をいただきながらやっていく中で、なかなか我々のこの事業に御理解をしていただけていないのは、我々の説明不足のかなというのものもあるかと思えます。そこは、またそれには理由があって、話せることと話せなかったことがあって、ある程度確定したことが話せなかったのがこれまでの状況である事実もございます。

ですので、これから、都市計画決定をした以上、町としてこれはもう進めて

いく事業ということで、町外の方々にも知っていただき、いろんな事業者にも知っていただき、町が口でやる、やると言ったことがちゃんと形になったねというのが、これがスタートラインですから、地権者の方々の中でなかなか話せなかったことも、これから一步踏み込んで、生活の基盤をキープしていくためにはどうなのかということをもっさらで、イメージだけで話をされても困るので、その辺を膝を突き合わせて話をしたいというふうに感じております。

これまでも私自身も直接お会いをして話をし、聞いた方もほんの一部ですけどいらっしゃいますし、それでも感情的になってなかなか難しいというお話をいただいたケースもございます。しかしながら、賛成の方々もいらっしゃる以上は、私どもといたしましては御理解をいただく努力は当然していくわけですが、その努力の度合いがなかなか伝わらなかったりしないように今後も努力してまいりたいとか、努めてまいりたいというふうに考えております。

先ほどちょっと選挙中の話がありましたけど、この事業ってそもそも町民にとって何なんだろうねと考えたときに、町全体の未来を創っていくための事業ではなかろうかと思って、腹くくってこれまでやってきているわけですよ、実際のところ。その点を町民の方々にまだ御理解されていなかったなというのを実感した自分からするとですね、これから時々確かなことを、今までちょっとオブラートに包みながら話したことをきちっと話ができるタイミングが出てくるので、ぜひそこにも皆さん参加をしていただいて、それなりに御意見をいただいて、一緒になってとにかくやろうぜというように腹くくっていかないと、松田町がこれからいろんな町に、近くの町なんか置いてけぼりされるような町になっちゃいかんと思うんですよ。

ぜひそういった信念とか考え方を持って、これまでしっかりとお金もためてきましたし、補助金も取れるような段取りもしてきましたし、できない理由を並べるんじゃなくて、できる理由の中で皆さんと一緒にこの事業をやり遂げて、並行しながら身近な困っている方々も助けていく、そういう町政をこれから4年間しっかりとやり遂げて私はいきたいというふうに考えていま

すので、心配をされるのは重々分かりますけども、一緒にやっていきたいと思います。ということは今後も議員の皆さん方もお伝えしていただければというふうに思います。

以上です。

7 番 平 野 改めて町長の力強い言葉をお聞きしまして、本当にこれは前向きに進んでいくんだということを改めて実感いたしております。

先ほど町長の話の中にも、これまでの話の中ではどうしてもイメージしか伝えられない部分があった、やっと都決というのが終わり、具体的な、フェーズが変わるといいますか、いろいろなことを言える段階にだんだんなってくるということで、これから本当に個々の権利に関しましても、やっとそれぞれの事情を聞きながら具体的に話を詰めていけるようなところに入っていきんだらうと思います。まずは本当に話合いのテーブルに着いていただいて、不安とか不満を丁寧に向き合っていて、町としてできることをぜひ一緒に探って進んでほしいと思っております。

次に、2つ目の質問の再質問に行きますけれども、再開発ビルの中の公益なところですね、これは組合主導ではなくて、町が主体で決めると私は理解しているんですが、どうでしょうか、確認させてください。

まちづくり課長 ただいまの御質問は公益施設、公共じゃなくて公益ですね。

7 番 平 野 公益施設です。

まちづくり課長 公益施設に関しては町が主体的にということですが、この公益施設の中身、子育て支援に関しましても、準備組合の特に理事会の中で様々な検討を重ねていく中で、当然町としてこういうものもどうだということの幾つかの中で整理をしてまいりました。という中では、組合とも連携をしながら決めてきた経緯はございます。ただ、最終的な主体としては町ということでございます。

7 番 平 野 そうですね、町が主体で決めていく。ただ、これはビルの価値を高めるという意味もありますということだと思うので、これは組合とも連携しながらという決め方だと思います。

子育て関連施設が入るという話がちらほら出ていて、私としても、例えば保育園の送迎ステーションができると、電車通勤の保護者には非常に大きなメリットになるななんていうふうに思いますが、これは実際に松田の保育園を利用する保護者たちが電車通勤が多いのか、それにもよりますので、ニーズを聞いてから決める話になると思うんですが、子育て支援センターが移転するというような、先ほどからもちらりと話が出ましたが、子育て支援センターは前はこちらのすぐ近くのビル、それが今はスプラポの中で頑張っていたというので、スプラポに移転した当初も、2階でベビーカーに乗っている親子は使いにくいというような不満の声もちょっと聞こえていたんですけども、最近私もちょろちょろ行くと、車で行かれる親子は駐車スペースの心配がなくて非常にいいというような声も聞こえています。

今本当に楽しい工夫を、すごくいろんなことをされていて、広々したスペースを上手に使って活動されているなというふうに感じます。ですから、もしこの駅ビルに移転というふうな話になるなら、やはり今よりもよくなるということ的前提にしっかりと話し合っほしいなというふうに思っています。

また、子育てに関連する施設を重点的に入れるということになると、例えば支援センターの隣り合わせになって図書館の子供コーナーを配置するようなことも考えられますけど、それも非常に魅力的になるなと思いますが、実際に小田原のミナカではそれをやっていて、もしあれでしたら見にいっていただきたいなと思います。

駅から直通の場所で子供が半日遊べる、そして帰りには買い物もできるし、ちょっとお茶を飲んだりして休憩もできるというようなことになると、もしかしたら町内の親子だけではなく、鉄道沿線からの親子の利用という可能性も出てくるのかなと考えます。

かつてロマンス通りにヤマハの音楽教室がございました。これが撤退したというのが1つの潮目だったなというふうに私は感じています。様子を時々見ている、駐車場が狭くて、送り迎えに親は苦勞されていたのがよく見受けられましたし、また、待っている間に買い物したりお茶を飲むような場所もあの通

りにはなくて、結局大手のチェーンから見限られたというような感じなのかなと思ひまして、それは仕方がなかったかなと、あの形勢では、そういうふうに思ひます。

今回はそれをてこ入れして反転していくチャンスになりますので、親子連れが来やすい場所になってくれれば、それに関連する様々な動き、音楽だけではなく英会話とか、子供が関係するような、そういったものの進出の可能性もまたあるかもしれないと思ひます。これも仮定の話ですけどね。それもこれも具体はこれからだと思ひますけれども、これは子育て関連施設に的を絞って意見を聞いていくということなんではないでしょうか。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。

今現在検討しているイメージの部分でございますけれども、北街区と南街区があることは御案内かと思ひます。南街区の建物のワンフロアということで今想定をした数字も含めたイメージの試算ということなんです。つきましては、一定程度の面積はある。今議員おっしゃったスプラポ内にある支援センターも広いんですけども、当然十分な広さはキープできるのかなということ。あとはアクセスとして駐車場というのは当然施設内に計画の中でも今現在検討しておりますので、ここも担保されていくかなと。

あと相乗効果で考えられますのは、答弁のほうでもいたしましたとおりですね、スーパーもできる。この買い物との連携、いわゆる子育て支援センターというものにどういう付加価値をつけられるか。おっしゃった保育の送迎ステーションというのは、もう少し幅広なニーズも踏まえた検討が必要かと思ひますけれども、その場で、例えば今議員がおっしゃった何とか教室、いろいろ教室があるじゃないですか。例えば音楽教室、そういったものも、まずは民間のリーシングの中ではスーパー以外もしている中にございます。

じゃ、そこが本当に民間が来るのかどうか。もしくは、今申し上げた子育て支援センターに近い施設の部分に例えば工夫をしてフロア設けることができるのか、こういったことも検討材料になると考えておりますので、御意見ありがとうございました。

町 長 今、課長が話をしたのでいいんですけど、どうしても少し未来が見えているから、幅の枠の中におさめようという話をしているんだと思うんです。課長ね、そこはそうじゃなくて、意見はもっと幅広にもらっていいと思うんです。その中から、どうしても限度があるので、どういうふうに工夫していくかというふうなのを判断していきたいというふうに考えます。

以上です。

7 番 平 野 ありがとうございます。子育て関連がメインになるかもしれないけど、幅広く聞いていく段階だということで理解をいたしました。

私もいろいろな方から御意見を頂戴する機会があり、例えばさっき言った図書館、子供スペースだけではなく図書館、あと視聴覚室、あるいは楽器練習のための防音室、あと多目的に使えるフリースペースなどの声は聞いております。

また、この前、議会と立花学園の高校生で意見交換会があったんですが、高校生の声で、自分たちが入りやすいカフェ、あまり高くない、高校生でも行けるような価格帯のカフェ、あとは勉強やおしゃべりができる場所、それと女子学生は、ちょっとした文具や小物が買えるお店が欲しいという声がありました。また、都市計画とかいろんなパブコメでもいろんな意見を書いていた方がいらっしゃいます。こういったいろんな声が出だしている。町民の声がまだ入る余地があるというふうに考えていいのかなと思うんですけど、どのように吸収していかれるのか、もし具体的な方法があれば教えてください。

町 長 金に絡むんで私のほうから話します。結果的にそこなんです。都市計画決定がようやくできたので、エリアがまず決まりました。決まった中で、駅広場の最終調整もしながら、当然事業者さんが事業スキームをこれから考えていく中で、規模、建物、外壁の位置が大体決まってくると、それでワンフロア、2階建て、3階建て、4階建てみたいな、正式に、今構想で上がっているやつがほぼほぼ決まっていく。そうすると、民間のほうでこの事業をやるためにはこのくらいの費用がかかってきて、補償料もこのくらいかかってきて、こういうふうになってきます、だから全体のスキームはこのくらいだけど、これで売って

くれて買って来てとといったときにどうなるかというふうな話になって、我々が例えば床を取得した場合に床の取得額が決まってくる。

そういったことの中で、ワンフロアを全部使っていく面積も、今は想定では何平米とありますけど、その中でやっていくのか、いろんな要望を聞いて、予算の範囲の中だったらもうちょっと広く取ろうかという話が出てきてもおかしくないですけど、今の現状では、今の予算のままではですね、なかなかそういったところが想定できるような状態にないので、いろんな要望を聞いた後に、じゃあ、いろんな要望が出てきたから、ここまでこういうふうにしたいよといったときに、当然費用が今の予定よりもかさんだ場合のときは、昨日もお話ししましたが、我々がやりたいと言ってもまず原資がない、補助金もないというようなこととかありますし、それが例えばあったにしても、議会の皆さん方から議決もらわないと事業が進まないというふうな流れでございますので、それも含めてですね、当然予算と事業というのは常にバランスを取ってやっていかなきゃいけないですし、目先のことだけ予算を使ってしまったら後の人たちに苦勞をかけるということも含めながら、トータルして御提案をさせていただくということになります。ですので、まずはお話を聞く。聞くけども、優先順位はつけさせていただくということになろうかと思います。

以上です。

7 番 平 野 ありがとうございます。いろんな要望は聞くけれども、もちろんお金との兼ね合いということで理解はしました。この話をいろいろ聞く機会というのはまたいろいろ設けていただくのか、あるいはタウンミーティングとかそういうところで聞くのか、分かりませんが、ぜひ幅広く皆さんの声を聞いていただきたいなというふうに思います。

また、フリーな空間というのが聞いている部分がありますが、フリーな空間というのはかなり公共性の大きな要素、公共空間といいますかね。高松市の商店街を視察にいったんですけれども、商店街の一角、交差点になっているようなところを広場というふうにしていて、1年を通して様々なイベントが開催されていたんですが、開催する主催者は市民とかいろんな団体、それから個人の

結婚式までそこでやっていたり、いろんな使い方をされていました。

にぎわいの創出というのは、商業だけではなくて、そういったパワー、住民のパワーですよね、こういったものが非常に鍵になるのかなというふうに考えるところもあります。これは次の③の協働のところにもつながっていくかなと思います。ぜひ公共空間というのもひとつ工夫をしていただきたいと思います。お待ちしております。

平成29年度に都市マスタープランというのが出ているんですよね。この都市マスは20年間ですね。2037年度までとなっているんですが、ここで町の全体構想、地域別構想というものが示されているんですけど、町の中心部は商業ゾーンというふうになっています。今懸案となっているこの事業のエリアはもちろん入っておりますが、新松田駅からロマンス通りだけではなくて、JRの松田駅北口側も商業ゾーンというふうになっています。これは、中心地にふさわしいにぎわいの創出、高度利用による都市機能の拡充、そういうくくりですね。この都市マスというのは、長年私もそれを見ながら、絵に描いた餅みたいになんかちょっと思っていたんですけども、ここへ来て具体的に新松田の周辺が動き出すということで、これは1つの契機になって全体に波及していくのかなというふうに期待をするところもあります。

この都市マスは、描いている部分を町のお金だけでがんがんにやっていくというのは、なかなかそれは不可能だというふうに思っていますので、今回の官民連携のようなこと、あるいは官民連携が1つ動き出すと、周辺は民間で動き出す可能性もなくはないと私も思っております。これがマスタープランの方針に沿ったものになるように、町はうまく調整をしてほしいなというふうに思うんですが、まちづくりに魔法はないというのは昨日もおっしゃっていましたよね。

また、これは元開成町長の露木氏がよくおっしゃっていたと思います。開成町ではもともと町全体を北部の田園地帯、中央部の行政・商業地帯、それから現在発展している駅の周辺、開成駅周辺南エリア、発展をしていく、開発していく地帯というふうに3つにもともと分けて、大きなビジョンを描いていた。

それに沿ってだんだんと今の発展があるというふうによく話を聞きますけども、松田町の場合は、都市マスがあっても、もともと田んぼや野っ原がすごく広がっているようなところはなくて、自由に開発していいような場所はどこにもないというのがありますので、実現は大変なことだと思います。

でも、中心地にふさわしいにぎわいの創出、高度利用による都市機能の拡充、この大きなビジョンに沿って今やっと一步、都決も終わって動き出そうとしている。この動きそのものがそもそも大きな公共性というふうに考えることができると思うんですが、これはどうでしょうか、町長。

町長 まさに一緒にやっていること自体が公共でもありますし、協働のまちづくりを1つずつ進めてきたなというふうに思っています。先ほど露木さんの話が出たので、おっしゃるとおりで、私もそれは頭の中にずっと残っているものですから、本当に魔法はないから、とにかく未来を見据えて丁寧に、こつこつとにかかやっていくしか方法はないんだというふうに自分の中でも言い聞かせながら、毎年毎年予算を組ませていただいています。

うちの予算組みも、スクラップ・アンド・ビルドとか優先順位をつけてとかいうふうなことを言葉では話をしますけども、そんなに壊してはいないですよ。常に足し算ばかりしてきちゃって、本当によくお金があるねなんて思うところも言われますけど、それは本当に職員全体で、どうしてもかかるところの課もありますけども、そうじゃないところは創意工夫で補助金を見つけてきたりなんかすることによって、町民の方々の夢をとにかくかなえていこうよという、また古い話全員野球と言ったら怒られるかも知れませんが、みんなで本当にやってきた。町民も含めてですけども、というようなことが今の現状に至って駅という想像もできなかったようなことが形になろうとしている、一步進んでいるというところがあります。

そこにまさに協働のまちづくりといいましようかね、公共性を持った町民の方々の理解、議会の皆さん方の理解があって今現状に至っていると思うので、この歩みを止める必要もないですし、止めていかないために我々もしっかりと外交をしながら、予算も確保しながらですね、町民の気持ちを形にしていきたい

い。この事業自体がそういうものだと思って進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

7 番 平 野 今の力強いお言葉の中に、本当に未来を見据えて非常に大きなビジョンを描きながら、町長だけではなく、みんなが一体となって進めていくんだと、その中の一つの事業が今回の再開発の事業であるということを改めて確認させていただいたと思います。ぜひ、都決がなったところで本当に踏み出した、こういう時期改めてみんなで決意を確認したいなというふうに思います。

3つ目の協働についてですけれども、10月の臨時議会で町長の所信表明、先ほどお答えの中にもありましたが、米百俵の精神、そこから人づくりは国づくり、まちづくりであるということを導き出していて、人づくりこそが松田町の未来にとって大切なことであると結んでおりました。これこそが本山町長の所信の核心であると私は敬意を持って受け止めさせていただきました。

そして、「8つの公約」の推進のために必要なこととして、町民との協働が真っ先に挙げられていたわけです。お答えの中にもはっきりと、課題の共有、情報共有というようにお言葉がありました。そのことで、協働というのが、単に町からこれをやってね、手伝ってね、ああ、いいよ、そういう関係ではなくて、いろいろな意見を持った方がいながらも、決まったことについては同じ方向を向いて一緒に取り組むんだというように認識されているということで、よかったですと思います。

本当に協働の基盤は情報共有、1つ本当に大事なんですが、これがなければ、決まったことについてはそうだけど、決まるまでの過程にいろんな意見の議論があるわけで、課題の共有がそこにまずなければそれが不可能なので、課題の共有にはやっぱり情報共有が必要だということで、これからSNSを使ったりとか、いろいろな発信の仕方を工夫するというようなことで、実際これは恐らく今度予算の中にも入ってくるのかなというふうに思っておりますが、そういったお答えだったと思います。

それで、情報共有と、もう1つ大事なのが町民力ではないのかなというふう

にちょっと思うんですね。町がこれだけ一生懸命笛を吹いても踊れない、踊る力がなくなっていたら協働ができないわけですし、やはり町民力というのを1つ基盤にしていく必要があると思うんです。町民が生き生きと活動して、例えば趣味やスポーツだけではなくて、自分たちのことを自分たちで決める自治の精神、こういったものも、力がなかったら協働を唱えてもなかなか難しいのかなと思っているんですけれども、この町民力を育むことについては何か具体的に施策はございますでしょうか。

町 長 おっしゃるとおりですね、育む前に大事なのは、町民の方々に情報提供をしなきゃいけないというところは前提ですよ。前提の中に、これはちょっと私の言葉ですけど、自分ごとになるとみんな一生懸命やるんですよ。

今、ボランティアという言葉が聞かなくなったというか、それで私自身は寂しいなというふうに思っています。例えば「ありがとう」一個言うのでも感謝の気持ちがないと言えないとかということからすると、奉仕の心というのがなかなか低下しているなど。そこには、どうしても奉仕をしたいけどできないとか、そういった時代の1つのサイクルみたいなのが来ているのではなかろうかという意味で、ちょっと大きな目で見ているところもあります。

なので、やってもらいたいという気持ちもあるけども、できない実情がある方々にやらせようとするとう強制になってしまうので、できる人ができるときにできることをやってもらおうというふうな投げかけはしますけども、なかなかそこをやれない人たちに対して、じゃあ、町民力を上げるからこんなことやろうぜと言ったって、何言ってんのよというふうなところもあるのではなかろうかというふうに分析というか、そういうふうな状況をしています。

だからといって、じゃ、何もやらない、何も情報提供しないということは避けなきゃいけないので、デジタル化ばかりでなく、アナログの部分も含めていろんなものをやる。特に今年は70周年記念でいろんなことをやって、参加をしてもらうことによって知ってもらおうということも当然やってきました。なので、生涯学習課というのを1つ私も独立させましたけども、今後あそこが中心となって町民の方々、先ほどちょっと答弁でも話しましたが、これは私の言

業で入れたんですけどね、普通に考えて仲間づくりというか、友達じゃなくて仲間づくりをとにかくやっていくんだというふうな思いの中から様々な御意見聞きながら事業展開をしていくように仕向けていきたいというふうに考えています。

以上です。

7 番 平 野 先に町長のお答えをもらってしまいましたけれども、「仲間づくり」という言葉が出たところで、生涯学習課がせっかく独立したところで、団体に対する支援とか、募集の支援あるいは立上げの支援、そういったものも聞きたいのと、あと来春に向けてまた団体登録があると思うんですが、その条件を確認させていただきたいと思います。

生涯学習推進課長 まず、生涯学習センターのほうの登録要件という形でございます。今5名以上の団体、個人ではなくということの中で、個人ではなくという定義、2人以上という形かもしれませんが、5名というのを1つ設けさせていただいて、5名以上かつ町民の方の施設だということの中では、半分以上を町民の方ということで位置づけをさせていただいています。

また、登録にあっては、継続的に施設を利用していただける方ということを1つの前提条件ということで今まで運用をさせていただいておりました。ただ、継続的というのがかなり抽象的で、毎年1回でずっとやっているから継続、または月1回使っていただいている方もいらっしゃいますし、毎週使っていただいている方もいらっしゃるという形の中では、なかなか継続的というのを画一的に決めるというのもなかなか難しいかとは考えておりますが、今まで登録団体の皆様とのお話の中でも、月1回ぐらいは使っていただくのが生涯学習センターの活用促進というところにもつながってくるのかなというお話もいただいた場面もありますので、ここはひとつ事務局の案としても、月1回程度というのは思いはあるところでございます。

そういった話の中で、今年度については21団体が登録団体として登録をさせていただいておりますが、来年度また広報等で登録団体の募集も上げさせていただきながら、町民の方の活動の促進は図っていきたいと考えております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

- 議 長 以上で受付番号第7号、平野由里子君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。10時25分から再開します。 (10時11分)
- 議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時25分)
受付番号第8号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。
- 8 番 田 代 議長のご許可をいただきましたので、一般質問を行います。受付番号第8号、
質問議員、8番 田代実。件名、松田町における熊対策とジビエ処理加工施設
の今後の運営について。
要旨。
(1) 熊に襲われ死傷者が続出していることが社会問題となっています。松
田町でも目撃情報が多く寄せられ、広報等で注意喚起をされていますが、熊の
出没状況と被害はどの程度で、町民の身体を守る対策は。
神奈川県では、2006年のレッドデータブックにおいてツキノワグマを絶滅危
惧種と位置づけ、狩猟者に対し狩猟自粛を呼びかけ保護していますが、この政
策に対する町長のお考えは。
(2) 令和6年度あしがらジビエ処理加工施設の収支状況の実績が出ました
ので、今後の施設運営について、行政の負担と受益者負担を見直す時期と思
いますが、町長のお考えは。
以上2点についてよろしくお願いいたします。
- 町 長 それでは、田代議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。
まず、1点目の熊の目撃・痕跡情報及び被害状況をお答えいたします。
令和元年度は、神奈川県内371件のうち町内は10件で、松田地区で3件、寄
地区で7件。人身被害、農作物の被害等の報告はございません。
令和2年度は、県内81件のうち町内が6件で、松田地区1件、寄地区5件。
人身被害等もございません。また、弥勒寺地区の柿の食害がございました。
令和3年度は、県内77件のうち町が8件、松田地区が2件、寄6件。人身並
びに農作物の被害の報告はございませんでした。
令和4年度は、県内76件のうち松田町が9件、松田地区がゼロ、寄地区9

件。人身並びに農作物の被害の報告はございません。

令和5年度は、県内が80件、町内5件、そのうち松田地区は1件、寄地区4件。人身被害はなし。ただ、弥勒寺地区の養蜂箱と、虫沢並びに大寺地区の栗の食害がございました。

令和6年度は、県内が122件のうち町内で16件で、松田地区で8件、寄地区で8件。人身、農作物被害はございませんでした。

令和7年度につきましては、11月30日現在で、8か月間にて県内が63件、町内11件のうち、松田地区が6件、寄地区5件。現在のところ人身、農作物の被害はございません。

なお、近年では、令和6年度が神奈川県、松田町ともに多い目撃、また痕跡数でございまして、特に11月が、県内22件のうち、町で6件、松田地区が3件、寄地区3件でありました。

また、令和元年度から今年度までにおける松田町の月別の目撃・痕跡数では、多い月は、9月が7件、10月7件、11月20件、12月が6件というふうになり、冬眠前の9月頃から11月にかけて餌を求める熊が出没する危険な時期であることが分かります。

近年の神奈川県内での人的被害は、令和7年2月1日に相模原市緑区において、登山者が通常ルートを外れ冬眠中の熊の近くを歩いていたときに熊に指をかまれ負傷した人身被害が、県内では30年ぶりに報告されております。

町といたしましては、人的被害に遭わないために、熊の活動が活発になる秋に向けて、町民への安全啓発、人身被害の未然防止を目的として、広報まつだ11月号で熊出没の注意喚起の周知を行うとともに、県と情報共有を繰り返し行っているところでもございます。

また、従来からの施策であります広域防護柵の設置や有害獣防止柵設置材料費補助を行い、昨年からは熊の餌となる放棄果樹をなくすことを目的として、クマ誘引放任果樹伐採補助として、伐採木1本につき上限3万円の補助や、偶然クマに遭遇した場合の対処法として、クマスプレー購入補助として、購入費用の2分の1、補助金額上限5,000円を計上するなど、少しでも有効な対策へ

補助をすることで住民の意識を高め、生活圏での人命を守る対策を行っております。

次に、県の政策に対する考え方でございますが、環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」に合わせて、神奈川県もレッドデータブックにおいて保護すべき貴重な野生動物として位置づけられており、県としても適切な保全と人身被害防止の両立を図る方針を示しておりますが、県からは、緊急を要する事態に陥った場合の緊急銃猟の権限を基礎自治体が持つこととなったため、殺処分については各自治体の判断になると回答がございました。ただ、これまでの県の考え方とは違うので、改めて正式に県の回答を求めるところでもございます。

現在、松田町では、国から緊急銃猟についてガイドラインが示されたため、猟友会の皆様方と調整を図り、緊急銃猟が可能なマニュアルの策定を進めてございます。

私が最も望むこととしましては、熊も人も犠牲になってほしくありません。ただ、人命を第一に守る立場であるため、必要に応じた対応が即断できるよう準備を進め、現場での判断を間違えないようにしたいと考えております。

次に、2つ目の御質問のあしがらジビエ工房の財政負担及び受益者負担の見直し時期ではないかについて、お答えをいたします。

あしがらジビエ工房は、ニホンジカ、イノシシが及ぼす農作物被害、森林環境の悪化及び生活環境への影響等の課題を持続的に解決し、ジビエ肉の利活用を図ることを目的として建設した公営施設であり、施設運営に係る費用については足柄上郡5町が費用負担し、令和5年10月の運営開始から約2年が経過しました。

運営開始後の令和6年度の1年間を通した収支状況の実績について申し上げますと、収入につきましては、使用料収入として、1頭につき3,000円で74頭でございましたので、22万2,000円。支出につきましては約221万円であり、内訳としては、残渣の処理、光熱費、嘱託員の報酬、その他運営経費でございます。よって、収入、支出の差引きにつきましては、約199万円マイナスという

ふうになっております。

このように、捕獲個体の搬入から加工、製品化、衛生管理に係る人件費、光熱費、資材費を含むもので、現状の収入では行政負担なしでの運営はできない状況であり、令和7年度も同様な見通しになる予定でございます。

こうした状況を踏まえ、今後の運営においては、施設運営における使用実績と収支状況により、まずは各町猟友会の各支部への搬入の増加の依頼と販路等の紹介などを行うことで収入増加を目指します。

また、使用料及び残渣処理費用に課題があるため、これまでの一日当たりの使用料金や使用時間、別途料金の設定を行うなど見直しを図る必要性を感じておりますので、足柄上郡5町で施設を共同運営している足柄上地区ジビエ処理加工施設運営協議会において、有害鳥獣対策という公共的使命を維持しつつ、行政負担の軽減と受益者負担の公平さを両立させる形として、施設運営の持続可能性を確保できるよう、今後の運営方針を決定してまいりたいと考えております。

引き続き地域の安全確保と資源循環を推進しつつ、より効率的で持続可能な運営となるよう着実に取り組んでまいります。

以上でございます。

8 番 田 代 丁寧な御回答ありがとうございました。

それでは、1点目の件について再質問をさせていただきます。

ただいま回答のありました令和元年から7年まで、県内における熊の出没状況の合計、これ全部足し込むと870件、うち松田が60件ということで、県内の大体7%があったようです。それで、今年については県が63件に対して松田が11件、17%です。多くなっています。

最近、熊について新聞、テレビで報道されている中で、先日11月18日ですか、読売新聞に熊の被害20都道府県196人と。これは人的な被害です。食物を荒らされたとか、農作物を食べられたのではなくて、人が死亡した、またはけがをしたという人がこの時点で196人でした。そのときの記事を一部朗読させていただきます。

環境省は11月17日、今年4月から10月の熊による被害者数は20都道府県の196人と発表した。記録が残る2006年度以降の同期比では、23年度の18道府県の182人を上回って過去最悪となった。冬眠前の餌を求めて市街地への出没を繰り返すおそれがあり、同省が注意を呼びかけている。結びの部分で、熊の人的被害に対して、9月の改正鳥獣保護法施行に伴い、市街地での猟銃発砲を一定の条件下で定めた緊急銃猟制度が導入されたということで、これに基づいて町のほうでも先ほどの回答があったのかなというふうに考えております。

それで、11月の30日放映の「NHKスペシャル」熊特集番組で、今年の全国での死傷者、これが今一番新しいデータなんですけど230人ですね。この新聞で報道があったのが196人ですから、それから34人も増えているということです。

一方で神奈川県では、今までの累計で230人の被害があったようなんですけれども、そのうち人的な被害は1人だけということで、今現在では少ないです。先ほど町長から報告があった相模原市でハイカーが指をかまれた1件。それも冬眠中でしたから、この程度で済んだのかなということなんですけれども、今後のことを考えると非常に不安です。

松田町では令和元年から今年度まで60件ですが、令和6年、7年にかけて一挙に増えています。町のほうでもホームページに熊目撃情報ということで出させていただいて、個々のデータがよく分かるようになっていきます。それで見ますと、令和元年とか昭和の時代は山の奥のほうだったんですけれども、最近の私の近くでいいますと庶子地区、東名高速道路にかかる西山橋付近、それとかあとは農道付近で、人家に近い場所での出没が非常に多くなっています。寄地区においても同様な出没状況のように見ております。山奥から人家に近い場所での出没が多くなっています。

そこで担当参事の遠藤参事にお伺いします。令和5年弥勒寺地区で養蜂箱、これは蜂蜜の箱なんですけれども、そういった被害が見れた。虫沢、大寺でも栗の食害があったというふうに先ほど町長から回答があったんですけれども、ちょっとここで不思議なのが、遠藤参事ね、令和6年から7年、農作物、人的

被害は両方ないんですよね。でも、一方で回答のあったのが、9月から12月、冬眠前で餌を求めるために農作物の被害があるというふうな見解もしております。この辺が、回答のあった件について非常に矛盾しているんですけども、この内容についてはどういったことでしょうか、詳細について説明をお願いいたします。

参事兼観光経済課長 冬眠前の12月までは、全国的なデータで農作物の被害があったということで答弁書にお書きしたものでございました。議員さんの質問のとおり、農作物の被害につきましては、町への報告並びに町が目撃情報によって現地で確認したこととか、聞き取りなどによって把握をしております。

加えて、毎年、JAかながわ西湘へ提出される農業被害届というのがございます。それを基に農業被害を把握しております。被害届では、熊による農作物被害はおっしゃるとおり少ない状況でございますが、仮に熊による被害だといったしましても、特徴的な熊棚、栗の木に休憩するための棚を作るような習性を熊棚というんですが、などがないと熊と判別するのが難しいと思われております。そういったことで、農作物の被害報告はなかなか判別というのは難しいということで少なかったというふうに考えられました。

以上です。

8 番 田 代 回答ありがとうございます。熊の確たる被害が確認できなかつたということで理解はさせていただきます。11月19日ですか、NHKの「クローズアップ現代」です。やはり熊の被害ということで、くくりわなに鹿がかかったんですよね。それを熊が襲って食べているというすごい映像が出ていました。この件については、これは聞いた話で、私、現地、確認していませんけども、近隣の町で、町か市かなんですけれども、一、二年前に全く同じ状況が起きているんですよ。で、くくりわなをかけるのは、完全に農地ですよね。農地の被害を守るために、その近くにくくりわなをかけているということで、先ほど人的な被害、また農作物の被害はなかったということなんですけれども、確実に人里に近づいているというふうに、私は理解しています。

で、これまでが現状だと思うんですけど、今度は対策についてです。クマ対

策として、回答にあったクマスプレー購入補助金。これは緊急時の最大の武器になるんで、もっとPRしていいんじゃないかなと。人的な被害を防止するためにクマスプレー、これをもっと一般の方にも普及していいのではないかと。で、6年決算では2万8,100円だったんですよね。で、上限が5,000円ですから、低く見て6人ぐらい。多くて10人ぐらいの人しか買ってないということなんですけども、このときは農家が対象だったと思うんですけど、今、宣伝しているのは、一般住民で山歩きをする人、そういう人も買えるかどうか、その辺について確認させてください。お願いします。

参事兼観光経済課長　　まず、令和6年度の2万8,100円に対して何人支援したかということでございますが、7人補助をいたしました。おっしゃるとおり、この制度を開始したときは、農家というような対象者を設けておりましたが、現在は町内在住の方ということで、幅広く補助ができるような制度改正をしております。令和7年度は、11月末現在で3人ということでございます。

周知につきましては、町の広報やJAの回覧で何回か載せていただいたものでございます。

加えて、今後は、公式のLINEとか、そういったものも逐次出しておりますので、その中でも情報発信をしていきたいと思っています。

8 番 田 代　　あと4か月切りましたので、ぜひ周知していただいて、町民の方が被害にならないように、広報活動をよろしくお願いします。

次に、今度は対策の中で、広域防護柵の設置と電気柵設置材料補助金、これのことなんですけれども、広域防護柵は、あれですよ、昭和の時代からずっと設置している補助事業だと思うんですけど、例えば寄の場合に、高い山、森林が植わってしまして、途中から畑になっています。その間を、ずっと鹿とかイノシシが来ないために、かなり長い年月をかけて設置して、農地を守っていると。これが回答なのかな。

熊は木に登るんですよ。で、広域防護柵は、高くても2メートルでしょ。簡単に超えられる。それと、あと電気柵の設置補助金もやっている。この両方は鹿とイノシシは分かります。熊は本当にすごい毛で覆われていますから、電

気がびりびりとくるなんて感じないと思いますよね。イノシシは、鼻のところで感じて撃退できるというふうに聞いていますから。だから、これについては、効果があるのかなというふうに感じますが、いかがでしょうか。

参事兼観光経済課長 広域防護柵につきましては、一定の進入阻害効果があるため、無意味ではないというふうに、私どもは考えております。ただし、おっしゃるとおり、木登りの得意な熊にとって、効果は、より効果というのは薄いものであるものとも考えられます。

電気柵につきましては、県においても、農地への熊対策として、電気柵を設置するように指導がなされておりますので、こちらについては、一定の効果があると考えております。

8 番 田 代 今、面白い回答で、木登りの得意な熊には、防護柵を乗り越えられるというんですけど。一般論として、熊はみんな木に登りますよ。で、電気柵も、県の指導で一定の効果があると言いましたけど、この2点については、私は非常に効果が低い、気休めなのかなというふうに捉えています。でも、これ以上、やり取りしても水かけ論ですから、この辺は終わりにしまして、次に、町長の回答で、熊の餌になる放棄果樹を伐採すると。で、1本3万円を上限に出していると。クマ誘引放任果樹伐採補助金という名目で、これも何か県の指導みたいですよ。

で、これについての効果とか実績、その辺はいかがでしょうか。まだちょっと浅いと思うんですけどもね、この補助金を出してから。今現在で結構ですから、これの実績というのはどうでしょうか。

あとは、実際に行った人、何人ぐらい行って、で、実績はどうだったのかと、この辺についてお伺いします。

参事兼観光経済課長 この制度につきましては、令和6年度の補正予算でお認めいただいたもので、質問のとおり、日は浅いものでございました。令和6年度については、実績はございませんでした。令和7年度は1件、上限額の1本で3万円というものがございました。で、現在相談中は1件ございます。

この補助金につきましては、広報とか、町の公式ホームページとかにも周知

しておりました。また、行政連絡協議会の中でも周知を行って、やはりピンポイントで、こういう補助があるんだがどうかというのは、昨年と今年は働きかけておりましたが、現在、このような状況でございます。

8 番 田 代 田代です。今の件について、私、回答を聞いていて、この餌になる放棄樹の伐採、効果があるのかなというふうに感じています。で、先ほどもお話ししたように、松田町でも令和6年と7年の熊の目撃情報をマップに落としてありますよね。そうすると、寄地区でも、松田地区でも、非常に人里に近いところなんですよ。極端に言うと、松田山がすぐ近くにありますが、事例で話させていただくと、松田山の斜面に熊の目撃情報がいっぱいあるわけですよ。その中に、じゃあ3万円補助金もらえて、熊の来るのを防ごうと思って、恐らく耕作放棄地の中で、何とか残っている数だと思うんですよ。それを一人で行って伐採する。すごい怖いことだと思う。

自分の例を話させてもらいますと、大沢という大きい沢が山北と松田の境にあります。その沢から農業用灌水を引いて、ある程度畑に水を散水できるようになっています。それが、大雨が降ると水が来なくなります。で、もう皆さん、年配の人が多くて動ける人が少ないんで、私一人で、その取水口を管理に行くんですよ。怖いですよ。

で、2年ほど前の今頃に、その大沢で熊が出ているんですよ。取水口の近くで。で、車で行ったときにクラクションを3分ぐらい鳴らします。それから、小さい熊よけ鈴では後ろから来たら怖いんで、運動会に使うホイッスル、100円ショップで売っている。あれを吹きながら入っています。

で、軽作業ですから、取水口だけ見て帰るのに時間はそんなにかかりません。20分ぐらいで戻れます。ところが、この伐採については、チェーンソーで多分、これ切ったりとか、剪定用ののこぎりで切ると思うんですけども、非常に怖い作業だと思う。だから補助金がついても、それを切ったって、地権者はどうということはないんですよ。自分の身のほうが危ない。

そういうことで、私は県のマニュアルの中にあるから、予算づけされたと思うんですけども、根本的な解決策にはならないと思います。ですから、制度と

しては、こういった補助制度があるようで、予算で見てもらって結構なんですけれども、実際の効果は低いのかなというふうに考えます。

で、ここからが対策の本題に入ります。耕作放棄地、または放任果樹園。放任果樹園につくば藤が載っかる。または、カヤとか竹が出ます。そうすると、そこが熊のすみかになっているんですよ。ですから、市街地には、もう定住で人がたくさん住んでいいんですけども、実際に松田山でも、寄の山間地でも、耕作放棄地にイノシシ、鹿、それと熊、そのすみかになっていると。これは農家の方も感じていますし、猟友会の方も、そのようなふうに考えています。これが一番大きな、私は原因と考えます。

で、ここからが町長に対しての政策的な質問なんですけれども、農振農用地、農業を守っていこうという神奈川県が指定する農地の地番ごとに指定する農振農用地。これが、昭和の時代、または平成の時代に、農道を造るため、農業振興のために、この農振農用地がある程度あると補助金がついた。農道を造られた。または、松田山のハーブ館一体、あの周りの振興のために農振農用地があるから、そこで観光農業をやっていこうということで、そういったところに整備をしてきました。

ところが、時代が変わって農業後継者がいなくなる。で、ミカンも、キウイも、今は、少しは高く売れますけれども、それなりに手間がかかるということで、後継者がだんだん減っている。当時、オーナー組合ですか、ミカンのオーナー組合が、かなりの、15件ぐらいまで増えたんですよ。ところが、やはり年齢が、やはり後継者がいなくてお年寄りの方ができなくなってきた、オーナー組合も減っていると。そういう中で、荒廃地がだんだん多くなっています。で、この荒廃地になるのは、農振農用地の指定が解除していないから、解除しないから、耕作放棄地になっていくのではないかと。これが実態だと思います。

当時、私が経済課で働いていたときは、農振農用地があるから、県のほうでも財政投資できる、国の補助金も引っ張ってこれるという考えでした。で、農振農用地を解除するんだったらほかに作れよということだったんですけども、それからもう年月がたっています。

で、この農振農用地、この解除について、今現在どうなのかと。これについては、担当参事のほうで、ちょっと回答をお願いします。その後、町長にもう一度、質問させていただきますので、よろしくお願いします。

参事兼観光経済課長 農振農用地域において、農用地を除外する場合は、法律で定められた5つの要件を満たすものがございます。具体的な計画があること的前提の上で、1つ目は、農用地以外の土地とすることは必要かつ適当で、農用地区域外に代替すべき土地がないことというのが1つでございます。

2つ目が、農業上効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。というのが2つ目でございます。

3つ目、これは連担性で、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用・集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

4つ目は、土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

5つ目は、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していることとなっております。松田町といたしましては、主に1つ目の必要性や代替性、2つ目、3つ目の集団性や連担性が焦点となっていると考えます。

議員さんの質問のとおり、おっしゃるとおり古い制度でございますが、現行の法律の下では、農地として管理困難だけという理由だけでは、農振農用地の除外を経て農地転用を進めることは、法的で認められないというのは、引き続きそういうふうになっております。

しかし……。

8 番 田 代 遠藤参事、丁寧な説明ありがとうございます。今、荒廃地、大体分かりますよね。農道沿いにたくさんあると思うんですよ。その農振農用地の解除は、この5つの要件を満たせないから解除できないと、そういうふうに判断してよろしいわけですか。これがポイントです。

参事兼観光経済課長 ポイントはそれでございますが、耕作放棄地、議員さんの質問のとおり、当町においても、とても顕著になっております。対策が必要なことは、十分に認識……。

8 番 田 代 だから、解除できるかどうか、それで回答してよ。

参事兼観光経済課長 はい。で、農地の所有者など将来にわたる農業の経営とかそういったのを、基本的なことをお伺いしまして、担い手の集積・集約を進めた上で、それでも継続がかなわない場所は、考えていかなきゃいけないと思いますので、そのときは見直しを県に働きかけるなど、広い視点を持って土地利用を図ってまいりたいと思います。

8 番 田 代 令和6年の2月から3月に、各地区ごとに農家を集めて、その前にアンケート調査をして、そういった集約、それについての懇談会をやりましたよね。私も、それに出席させていただいたんですけども、国から下りてきた制度をそのままやっているだけ。松田山の実態に合ったことをやっていないと感じました。地図上で、こことここがあるのでどうですか、集約して。皆さんやらないですよ。今のその制度は、平野部、水田ですよ。水田で、人がすごい行きやすく、鳥獣被害も少ない。そういったところであれば、ましてや圃場整備が今進んでいます。そういったところを集約するというのは、国の制度にぴったり当てはまります。

ところが、松田山の荒廃地だらけになっている、遠藤参事にも、農政は長いんで、よく分かると思うんですけども、中央農道が1つの境だと思えます。中央農道周辺では、ある程度は、まだ保持されています。それよりも西側、もう荒廃地が続出しますよ。それをそのままにしているから、野生動物、イノシシ、鹿がすみかになって、挙げ句の果てには熊まで下りてきているというふうに私は認識しています。

そこで、町長に強い要望をさせていただきます。これは政策ですから。副町長も十分、山のことは御理解いただいていると思うんですけども。

では、お二方に、ぜひお願いしたいのは、農振農用地、これ松田が一人で声をかけても非常に難しいと思います。山間地の農業で荒廃地が増えているところ、足柄上郡でもかなり多くなっています。そういった周辺の町長と連携して、または、場合によっては市長と連携して、県のほうに働きかけると。この辺については、いかがでしょうかね。国から、県からは、農振農用地の集約化と来ているんですけども、もうアンケートをしたり、やることは役場のほうで

もやっているんですよ。ある程度の実態は、もうつかめていますのでね。実態に合わせた方向転換、これを強く要望して、制度を少し改めてほしいと。それがないと、ずっとこのまま熊問題、鹿、イノシシの有害獣被害、続くと思います。

今、幸いに、死傷者が松田では出ていないです。ただ、これがそのまま今の状況で、この対策だけでは、私、近い将来出るのではないかと、そのように感じますが、町長、いかがでしょうか。

町長 今日、今日の神奈川新聞に、県の対応について、県議会のほうでもお話があったということで上がっていきまして、知事の答弁の中では、県も、緊急銃猟について、マニュアルの支援だとか、時によっては職員の派遣も考えたいなんて言って答えられているようですけどね。

おっしゃるとおり、耕作放棄地になっている原因が、こればかり2つあると思って。今言われてるような格好で、今、現状を見たときに、そういった支援を、もう、とにかく全体的に、その農振農用地というものの条件の緩和だとかいうことをお願いする部分も、当然あるかと思いますが。

ということと、あとは、もう1つ並行していかなきゃいけないのが、これ時間がかかるかも分かりませんが、まず何で後継者不足になっているかというところを改善していかなきゃいけないんじゃないかと思うんですよ。

で、その後継者不足を解決しない限り、ずっと耕作放棄地に対して、じゃあ町が、その条件を、例えば外しました、じゃあ、それで農業をやってくれる人がいるのかとか、あと、使い方があるのかというような話とかが、当然出てくるので、やはり後継者不足だとかというところも並行しながら、解決しながら、今言われてるように、今まで農業を守るといった部分からすると、農地とか農業を生かすというような発想の中で、農振用農用地の解除だとかというものを、やっぱり突きつけていかなきゃいけないのかなというふうなものもあります。

ただ単純に、今みたいな話の中での論法ばかりではいけないと思っていますので、この件は、おっしゃられるとおり、私一人が熊の話、結構、県のほう

にはしますけど、それだけでも、なかなか動かなかったのが少しずつ動き始めているところもありますけどもね。ただ、一人よりも多くの人たちで話をしたいということもありますから、今後、環境審議会にも入っていましたし、森林の委員も、今、やっていますから、いろんなところで皆さん方、仲間をつくって、田代議員の言われているような方向に持っていけるように、努力してまいりたいと考えています。

以上です。

8 番 田 代 今、町長から回答があったように、熊のことについては、県にいろいろ発言して、少しずつ変わっていると。それについては、ありがとうございます。引き続き、広域でお願いしたいと思います。

ただ1点、後継者不足、これを並行して考えないと、耕作放棄地問題は解決しないと行われましたけれども。私、松田山の南面で、後継者が本当にやってくれるのか。今、耕作してきれいになっている畑を後継者が守ってくれるか。

お一人お一人の農家の顔って、私、分かります。結構、熱心にやっている方とお話しするんですけど、もう自分の時代で終わりだよと。もう子供は勤めに出て十分稼いでくれるんだよと。田代君のお父さんや我々の時代は、ミカンがよかったから勤めなくても食べていけた。ところが、昭和47年のミカン暴落以来、ミカンじゃ食べていけないんだよ。キウイをやっても手間がかかる。サラリーマン以上の年収を確保するのは難しいよ。だから、子供には継げとは言わない。俺の代で終わりだという人が何人かいます。で、後継者のいない人は、お子さんが娘さんで外に嫁がれて自分しかいない人は、もうこれでおしまいだよ。それが実態です。

ですから、人口減少の問題で、都市部はコンパクトシティという言葉があると思います。松田山についても、本当に、ここだけは守るんだというふうな形で優良農地を守っていく。でも、それ以上は経済課にたくさんデータがあると思うんで、後継者がいないからもうやらないよって多いはずですよ。その辺を見極めた中で、うまく進めていきたいと思っています。

これについては、もう時間もなくなりましたので、3月議会でもう少し農振

農用地、突っ込んだ感じで町長と政策論をやりたいと思いますので、よろしく
お願いします。

それでは、2点目、ジビエ工房の関係です。

平成6年の3月議会、私、一般質問で、ジビエ加工施設の今後の運営という
ことで質問しております。そのときの町の回答、このときはまだ始まったばっ
かりなんですよね。で、回答が、5町の施設ですよね。で、足柄上地区ジビエ
処理加工施設運営協議会、これで運営方法とか運営経費について調整していく
ということで、このときはこの回答でよかったと思います。

で、6年になってかなり実績が出て、ジビエ工房、うちの裏にありますので
ね。実際、食肉を加工している人と、入り口のところで話させていただいたん
ですけどね。確実に売れ始めて、軌道に乗ってきているというふうな話が出て
います。で、7年度の実績も、そこそこ上がっているようです。

で、ここで私が一般質問した理由は、よーいどんのときは平成6年の3月の
町の回答なんですよね。それから約2年近くたって、かなりの実績が出ていま
す。で、イニシャルコストを全部猟友会の方に負担していただきたいとは申し
ません。ある程度実績が出たんで、行政の負担と猟友会の方の受益者負担、そ
の辺を一度見直して、これから、それをベースに、もっとうまく運営してい
ていただきたいと、このように私は考えています。

この件について、町長、いかがでしょうか。

町長 負担の見直しについて。

8 番 田 代 そうです。町長のほうの回答で、平成7年度の見直しについて、使用料及び
残渣費用に課題があるため、これまでの1日当たりの使用料金や使用時間、別
途料金の設定を行うなど、見直しを図る必要性を感じていますと。で、これに
ついて全部猟友会に乗っけるのではなくて、やはり農業を守るため、または森
林を守るために、猟友会の方も活動されています。まして、猟をするときのラ
イフル銃の弾とか、やはりライフルを買うのも高価になっています。趣味でや
っているというよりも、管理捕獲は、もう行政の依頼でやっていますからね。
そういったことで、獲れたものをうまく利用していくということで、今、軌道

に乗り始めていると思うんですよ。

で、今の料金、1頭3,000円の使用料だとか、あと残渣は全部、町で片づけているみたいなんですけども、その辺の実態が約2年たってはっきり出たと思うんですよ。そうすると、初めは机上論で、計画論で始めたものが、もう実績が出たんで、これから、ますます、そのジビエ施設が有効に利用されて、その税負担、町の行政負担と受益者負担のバランスがよければ、非常にいいことだと思うんですよ。そういった中で、その見直しについて、町長にぜひお願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

町長 おっしゃられるところは、理解はできましたというか。その件は、今後課題として、今回質問をいただいて、いろんな状況の確認をしつつ、確認させていただきました。

当初の約束どおりに、結局、現場をなかなか使えていないというところもあったりとかするところについても、残渣についても、本当はあそこの場所って、場所貸しとプラスアルファなので、自分で持って帰らなきゃいけないのを持って帰られていないのもあったりだとか、そういったルールを徹底されていないというの、ちょっと一部、見受けられたりとかですね。

で、やっぱり、1回というふうに時間を決めていないところもあって、結構長い時間されているから、次、持ってきたいけど持ってこれないとか、何かそんな課題が少しずつあるという話を聞いています。

ですので、この1年間やった結果が、今回の収支にはなっていますが、その結果を基に、使ってくれている方々の理解等もしていく。ただ、冒頭でちょっとお話ししたように、まずは、あそこに持ってきてもらう努力も、しっかりとやっぱり、やっていく必要があると思っています。単純に200万ぐらい赤字になっているということを計算して3,000円で割ると、大体700頭弱ぐらいです。で、それを12で割ると、大体60頭ぐらいというか、平均で60頭ちょっとぐらい持ってこなきゃいけないところがあるのが、一番マックスで、たしか9月とか、その辺ぐらいだったという記憶ですけど、17頭ぐらいしか持ってこないとかというふうな状況でありますので、とにかく冬眠中は、なかなか難

しいのかも分かりませんが——冬眠中じゃないですね。冬眠、なかなかしないとかいう話ですから。

なるべく、このジビエ工房の魅力をやっぱり知ってもらって、持ってきってもらって、その中での収益が、もうちょっと圧縮していけたらなというふうに思う、その分もやっぱり努力もせずして、何ていうかな、利用料だけ上げるというのは、なかなか理解はできないと思うので、その辺はバランスよくやっていくということを、各協議会、各自治体の方々にもお願いをして、とにかく持ってきってもらって、使ってもらえるような場所にした後の結果、今言われているようなところがあるけども、行政がしっかりとサポートしていきながらやっていこうよといったところについては、きちっと話をして、進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

8 番 田 代 何回も重ねて申し上げますけれども、今、実質200万ぐらい赤字が出ていると。これを受益者負担で穴埋めをしてほしいということは、一切申しません。で、利用されている方ですと、1頭持ってきて、使用料を払って、自分で加工して堂々と売れるわけですよ。そうすると、そこそこの日当になると。猟のためにライフル銃の弾を買ったりだとか、そういった自分の労力を考えると、少しお小遣いになるからいいよというふうな話を直接聞いています。で、そのような、ある程度、それを使った人が自分の払ったお金、猟にかかったお金に対して、その足しになるという幅は必ず設けなければいけないと思います。だから、そのようなことも踏まえて、一度、今の利用実態に合わせて、少し改革をしてほしいなど。

で、上郡5町の施設ですからね。松田町で、さあやりましょうとは町長もお話しできないと思うんですけども、この辺について、5町にお話ししていただいて、それで話を進めていただきたいと私は思いますが、町長、最後の回答をお願いいたします。

町 長 はい、頑張ります。

8 番 田 代 はい、では、よろしく申し上げます。できればスピード感を持ってお願いし

たいと思います。終わります。

議 長 以上で、受付番号第8号、田代実君の一般質問を終わります。

受付番号第9号、武尾哲治君の一般質問を許します。登壇願います。

2 番 武 尾 それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第9号、質問議員 武尾哲治。件名、松田町へのカスタマーハラスメント対策の強化について。

要旨。住民への対応が増加、複雑化する中で、職員がカスハラを受ける事案が全国的に報告されています。職員の精神的な負担となるだけでなく、住民へのサービス品質の低下、行政運営の停滞にもつながると考えられるが、どのようにお考えですか。

2、本町のカスハラの相談件数や事案数について。

3、ガイドライン、マニュアル整備等の今後の対策は。

よろしく願いいたします。

町 長 それでは、武尾議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

カスタマーハラスメントとは、厚生労働省のカスタマーハラスメント対策企業マニュアルにおいて、顧客等からのクレーム言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・様態が社会通念上不当なものであって、当該手段・様態により、労働者の就業環境が害されるものと位置づけられております。

最近の報道によりますと、愛知県の自治体においては、令和元年頃から役所のほぼ全ての部署に対して、職員が対応できない要求を窓口や電話などで求め続け、暴言を吐くなどの行為を続けた住民に対して、行為の差止めと損害賠償請求を求めた議案が提出されるなど、全国の自治体においても、カスタマーハラスメントが大きな問題になりつつあります。国もカスタマーハラスメントから労働者を保護するために、全ての企業や自治体に対策を義務づける関連法を、来年10月1日より施行をする方針でございます。

では、1つ目の御質問にお答えをいたします。

カスタマーハラスメントが及ぼす影響については、職員の業務パフォーマンス

スの低下や睡眠不良や食欲低下等による健康被害、職場対応への恐怖心から、精神的な病を発し、鬱病を発症することもあり、これらが重症化すると、休職や退職にまで陥ることも考えられます。

また、職場への影響についても、クレームへの現場対応や電話対応などによる時間の浪費、クレーム対応によって、ほかの業務が行えない等の業務上の支障や、職員の休職や退職につながることも考えられます。その場合は、当該職員の業務を残った職員が担うことで、健康だった職員に負担がかかり、二次的な被害に遭うことによって休職等になるなど、休職ドミノが発生し、町民サービスが低下することが考えられます。

町職員は、住民福祉の増進を図るため必要不可欠で大事な存在であるので、カスハラから職員を守り、恒久的な町民サービスが提供できるよう、今後も必要な方策を実施して、安定的な行政運営を行うことが重要であると考えております。

2点目にお答えいたします。

本庁がカスタマーハラスメントと認定した過去3年間の件数を申し上げますと、令和5年度で28件、令和6年度で34件、令和7年度では、11月末現在で29件となっております。

主な内容を申しますと、カスタマーハラスメントの頻度につきましては、「年に1～2回程度」から「週に1回以上」と分かれており、対応に要した平均時間も「30分以上から1時間未満」から、「2時間以上5時間未満」という結果となっております。

また、ハラスメントを受けた内容も、時間の長短に関係なく、侮辱や大声で威圧するなどの言動や、長時間にわたる窓口での居座り、拘束、長時間にわたる電話等が主なものとなっております。

ハラスメントを受けるきっかけについては、町職員側として、説明や知識不足により、うまくできなかった等、対応に問題があったという意見もございます。しかし、その大半は、「相手の思い違いや勘違い、八つ当たり」や、「相手が法律の制度に納得できない」など、相手に原因がある場合が主立ったこと

のようです。

ハラスメントを受けた後は、職員の心身状況についても、「嫌な思いや不安な気持ち、不快感が続いた」、「また同じことが起きるのでは。仕事に行くのが憂鬱になった」、「業務のパフォーマンスが低下した」、「眠れなくなった、食欲がなくなったなど体調が悪化した」など、カスタマーハラスメントが心身に悪い影響を及ぼしているのが伺えます。

3つ目の質問にお答えいたします。

カスタマーハラスメントを撲滅するためには、「カスハラを想定した事前の準備（発生させない）」「カスハラが起こった際の対応」「カスハラを発展させないための対応」の3つの項目を徹底することが重要だと考えております。

カスタマーハラスメントは、議員御指摘のとおり、行政運営に悪影響を及ぼすものであり、町としても職員を守るために、カスタマーハラスメントの適切な対策を講じることを目的として、令和6年5月に「松田町不当要求行為等対応基本方針」を作成しております。内容の概略を申しますと、不当要求行為等の定義、カスタマーハラスメントを含めたハードクレームの背景や具体例、対応に当たっての心構え、ハードクレームへの具体的な対応や、その対応のポイント等を記載しており、カスタマーハラスメント等の指針として徐々に職員に浸透し、活用し始めているところでございます。

職員研修として、令和6年度にはカスタマーハラスメント研修を、令和7年4月末には、足柄上郡町村会にて、足柄上郡5町の住民対応を行う所属の担当者・管理者を対象に、カスタマーハラスメント研修を行い、合計で延べ63名の職員が研修に参加しており、職員のカスタマーハラスメントに対する認識も進んできております。

また、職員の知識不足などが原因とならないよう研修を実施し、また職員の接遇向上も必要ですので、対策の一環として、接遇研修や常設の来庁者接遇満足度調査に加え、毎年10月には、年に一度、松田町来庁者アンケートを行っております。さらに来年度からは、庁舎の電話の通話記録を録音することを計画しており、録音することで、カスタマーハラスメント対策の抑止力の一助にな

るものと期待をしているところでもございます。

カスタマーハラスメントは、今後も増加するのではないかと危惧しておりますが、町といたしましても、「松田町不当要求行為等対応基本方針」に示されている対策を継続実施しながら、必要に応じて基本方針を見直すなどの対応をしていき、職員の精神的負担の軽減や職場環境の改善に努め、同時に職員のスキルアップも行い、3つの項目を徹底することで、今後も町民の皆様に対し、町民サービスの低下を招くことがないように、引き続き行政運営に取り組んでまいります。

以上でございます。

2 番 武 尾 御回答ありがとうございました。それでは、詳細について再質問をさせていただきます。

まずは、要旨の2件目の事案の件数等を伺ったんですけれども、この事案の内容別の割合、暴言、不当要求、長時間拘束、SNSでの中傷、暴力などの割合についてお聞きします。

参事兼総務課長 今回、アンケート調査を行った結果、事案の内容別割合の主な内訳でございますが、暴言が33%、不当要求が2%、居座りとか電話の長時間拘束が63%、その他が2%となっております。なお、SNSでの中傷や暴力はございませんでした。

以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございます。一番多いのが、長時間の対応とか電話ということで、特に、この電話のことについては、来年度から録音をするということで、私も、最近、公立高校などで電話をしますと、「サービス向上のために録音をさせていただきます」という一言から始まるんですね。十分に、この一言が入ることだけでも抑止力になっていくと思いますので、ぜひ早めの御検討をお願いしたいと思います。

それでは、次に、このカスタマーハラスメントを組織内でどのように共有、または集約を、集計をされているかお聞きします。

参事兼総務課長 まず、業務中に利用者からカスハラがされた場合は、まずは担当課において

対応記録等を作成するなどして、担当者からの報告により係長、課長と課内で回覧することで、情報共有をして組織的な対応ができるようにしております。

もちろん、担当課だけで困難なもの、全庁的に影響のある悪質なカスハラにつきましても、全庁で情報共有をしまして、組織的な対応としています。また今回、先ほど町長の答弁にもありましたが、事案が発生した場合、松田町不当要求行為等対応基本方針に基づきまして、不当要求の発生報告書を提出するように定めておりますが、現段階では、その報告書の提出はございません。

以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございます。そうしますと、先ほどお聞きした、多分、例えば令和7年度は29件だったということは、これは、あくまでも、その課内での情報共有にとどまっているものが29件という考えでよろしいでしょうか。

参事兼総務課長 はい。

2 番 武 尾 ありがとうございます。

それでは、次に、このカスタマーハラスメントについて、職員の皆さんに定期的にアンケートを取って、調査などは行われているか、お聞きします。

参事兼総務課長 現段階においては、アンケート調査は行っておりません。利用者の要求も今後、多様化しておりますので、今後は、1年に1回ぐらいはアンケート、カスハラ状況を把握するためにも、庁舎内のアンケートを実施したいというふうに考えております。

以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございます。各課で、常に皆さんがそろった状態ならば、見直さなくても済むこともあると思うんですが、場合によっては、とても少人数の場合もあったりして、アンケートなどは、できる限り取っていただいて、細かいカスタマーハラスメント案件を見逃さないように、今後、していただきたいというふうに考えております。

それでは、次に、このカスハラが始まったという判断ですね。例えば誰が行うのか、このカスハラという事案の始まりは、どのように考えられているかお聞きします。

参事兼総務課長　　カスハラが始まったというのは、どういうふうな形で考えているかということで、カスハラというのが、先ほど町長のほうの答弁もございましたが、基本的には顧客とか利用者からの暴行であったり、脅迫であったり、暴言、不当な要求の著しい迷惑行為と定められておりますので、その要求が社会通念上、不相当なものであり、職員の就業関係が害されるものをカスタマーハラスメントと位置づけられております。

利用者様からの、例えば1回の要求であればクレーム等との認識もできますが、継続的に行われることによってカスハラに該当することもありますので、まずは担当者からの報告によって、その上席である係長や課長で情報共有をして、最終的には、課内の中で、ここでカスハラが始まったという共通認識で、課内で判断するものという形で考えております。

以上です。

2 番 武 尾　　ありがとうございます。なぜ、この質問をしたかということ、要は暴力であったりとか、突発的に起こることもあって、この判断というのは、とてもスピード感が大切であるなというふうに考えていますので、できれば今後、現場でロールプレイング研修とか、管理職向けの判断基準の共有など、実践的な研修を行っていただきたいと思うんですが、このようなお考えはありますか。

参事兼総務課長　　一応、職員研修というのを、毎年、総務のほうで職員研修というのをテーマを決めてやらせていただいております。先ほどもお話ししましたように、令和6年に、職員研修に向けてカスタマーハラスメントの研修をさせていただいたような実績もございますので、来年度には、そのカスタマーハラスメントをもっと突っ込んだというか、今、言われたロールプレイングとか、実践的な対応ができるような研修をさせていただいて、職員が、カスハラというものがどういうものか。そのときに起こったときの対応をどうすればいいのかというような形の体験ができるような研修を、計画したいと考えております。

以上です。

2 番 武 尾　　ありがとうございます。

それでは、次に、先ほども少しお話ししましたが、暴力などの危険行為への通報の基準、特に警察への連携とかですね、についてのものを明確化されているかお聞きします。

参事兼総務課長 令和6年5月に作成をさせていただきました「松田町不当要求行為等対応基本方針」では、警察などへの通報基準を、ある程度明確化しております。初期段階の対応で解決しない場合、例えば、一方的な要求を繰り返すとか、何度断っても無理な要求を突きつける場合などは、これ以上の通常の対応が難しいなどという場合は、段階的にやっていきます。

まず初めに、1番目としまして、準備段階として、このような事案があるという形での警察への情報提供。続いて、2番目の対応段階としまして、例えば暴行とか、脅迫を伴う面会要求をされた場合は、警察への通報。そして、3番目に、例えば組織的な対応段階として、組織的に対応するような悪質な事案につきましては、対応方針の決定の1つに、隣の部屋に、例えば警察官を待機していただくとか、何かあったらすぐに警察に連絡する、応援体制を取るような形での規定を設けております。

以上です。

2番 武尾 ありがとうございます。松田町不当要求行為等対応基本指針によって、しっかりとされているということで安心いたしました。

それでは、次に、カスタマーハラスメントに対して、複数名で対応する面談室であるとか、あと録音の体制、または窓口のレイアウトの改善ですとか、こういった物理的な安全確保策は考えられているのでしょうか。

参事兼総務課長 今、面談室につきましては、特段、この面談室という形では定めておりません。基本的には複数人に対応ができる、庁舎内の会議室で対応するようしております。

また、先ほどお話ししました「松田町不当要求行為等対応基本方針」においても、ハードクレームなどの対応の準備段階としましては、証拠、記録を残すことが重要と位置づけておりますので、必要に応じまして、発言内容を録音するなどの措置も講じております。

また、先ほどおっしゃられた窓口の改善ということで、基本的に窓口の対策という形では、今、これという形ではないんですが、不審者が、暴漢者が来たときに、さすまたですか。さすまたを用意させていただいております。

以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございます。

それでは、次に、もう少し大卒のところでお聞きしたいんですけども。今、お聞きしたような録音の設備のためのものとか、窓口レイアウトを改善するためのものとか、こういったものに対しての今後これからの予算立て。特に、先日の愛知県の自治体の事例などでは、訴訟費用などもかかっております。こういったものに対しての予算立てをしていくお考えはありますでしょうか。

参事兼総務課長 今現在、例えば職場内のレイアウト改善であったりとか、訴訟費用の予算立てについては、現段階ではちょっと予算の計上の予定はございません。ただ、先ほど申しましたとおり、職員の研修というのは、とても大事だと思っておりますので、今後いろいろ多様化するハラスメントも含めまして、先ほど武尾議員がおっしゃられたロールプレイング的なカスタマーハラスメントの対策であったりとか、今後予想されるようなハラスメントに対しても、職員の研修を徹底して、身近なものであるという認識を持たせたいと考えております。

以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございます。予算のことは承知いたしました。

それでは、次に、今後、松田町として、カスタマーハラスメントは許容しないというような明確なメッセージを発信するようなお考えはありますでしょうか。

参事兼総務課長 先ほど町長の答弁にもございましたが、カスハラにおける職場への影響ということは、一番町民サービスが低下することが考えられますので、またカスハラを発生させないための事前準備としましても、事業主さんの基本方針や基本姿勢を明確に示すことが明記されておりますので、しかるべき時期に明確な意思表示が発信できるよう、今後、理事者と調整をさせていただきたいと思えます。

以上です。

2 番 武 尾 これに付随して、今後、その方針を明確化されて、ホームページとか、あと窓口掲示とかで発信するようなお考えもあるということによろしいでしょうか。

参事兼総務課長 はい。

2 番 武 尾 ありがとうございます。

それでは、次に、これは新聞で見たんですけれども、岡山県岡山市では、カスタマーハラスメントについて条例を制定したと。今日の新聞でも、東京都の教育現場でも、こういったカスタマーハラスメントの対応の記事が出ておりました。今後、本町でも、この条例化するよう、条例化を目指すようなお考えはあるかどうかお聞きします。

参事兼総務課長 カスタマーハラスメントの防止に関する条例につきましては、今、議員おっしゃられたように、岡山の市議会であつたりとか、上程をされるという話は、私のほうも耳にさせていただきました。

ただ、実際、今現在、カスタマーハラスメントを設定されている自治体が、全国で、まだ9自治体でございます。で、近隣でいけば東京都、県内の自治体は、まだやられているところはございませんが、もちろんその職員の被害、ひいては行政サービスの低下につながることも考えられますので、今後、カスタマーハラスメントの本庁における状況であつたりとか、近隣の状況等も勘案させていただきながら、しかるべき時期に条例等を制定したいという形で考えております。

以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございます。私、このカスタマーハラスメントの質問を考えているときに、私も、議員として考えさせられることが多々ありました。議員として、突然の担当課の窓口の訪問であるとか、何度も窓口に行ってしまうのか。声を荒げていないか。委員会などでは、職員の方をお呼びして、業務中に協力者として来ていただいている方、こういう方に対して、感謝の気持ちは足りていたんだろうかというふうなことも考えさせられました。町民の代表

として、町民の皆様の手本になるような、職員の方と真摯に向き合って、これからいかなければならないというのを痛感いたしました。

それでは最後に、このカスタマーハラスメントは、個々の職員の問題だけではなくて、自治体組織全体の健全性に関わる重要な課題であると思います。職員が安心して働ける環境を整えることは、結果として、行政サービスの質を向上させ、町民の利益につながります。そういう意味では、職員の皆様は大切な町の財産であると考えております。本町においても明確な方針の発信、マニュアルの整備、研修、安全対策、相談体制、そして町民への啓発まで、総合的な仕組みの強化を求めて、町長に最後に質問をいたしまして、私の一般質問を終了いたします。

町長　今回、御質問を頂いて、いろいろ考えさせられる部分がございますね、改めて役場の中でもいろいろと調整する中で考えることがありました。今、質問をちょっと頂く中で、カスタマーハラスメントを要は許さないよというような意思表示を町として必要ではないかというような話もありながら、参事はね、もうちょっとお辞めになられる人だから、柔らかく言っていますけど、本来ならば、次の職員のことを守らなきゃいけないです。ただ、ここは町として条例、例えば条例化の今、話がありましたんですけどね、例えば条例化するとなると、町の職員だけというやり方もありますし、とかあるんでしょうけども、何ていうかな、町全体に引っかかってくることで、これって、一方で町全体をそういうふうな町にしていくんだという意思表示は、プラスの意思表示はないのかなという気がしますので、当然、学校もしかりですし、大変ですよ、幼稚園もしかりだし。これ、民間のカスタマーハラスメントのともとも国が言っているのは、もう企業も当然対応になってきますから。企業の中で、お店に例えば行きました。そしたら、もう酒を飲んだらうと何だらうと、同じような格好で、お店の店主さんたちに不当要求をしたりだとかいうふうなこともあったり、もしするんであれば、やっぱりそういった話の聞き取りをして、町全体ではそういうふうな盛り上げ方というか、町全体をそういうふうな、とにかくもめ事がなくそうというようなこととかもする必要はあるということになれば、条例化と

いうところも1つ考え方かなと思いますし、この条例化をするに当たっては、町から発案することだけじゃなくて、議員提案も当然できるわけなので、皆さん方と一緒に、そういったまちづくりをしていこうというふうなのが大切であると思います。

その一方、間違いなく大切なのは、我々もそうかも分かりませんし、民間の方々もそうでしょうけど、それを要はサービスを売って対価をもらっているかという、その対価をもらっているという意識をしっかりと持った中で、知識をやはりちゃんと得た上で、そういったトラブルにならないような学びも当然必要だと思うんですね。で、学んでもいないのに、それを言われて、いや、こういうことを受けましたと。いやいや、それは君がというふうなのは反省しなきゃいけない。ただ、相手も勉強していれば、それに対する言い方というのがあって、間違っているよとかという言い方の中で、カスタマーハラスメントというものに該当しないけども、というところで、諭すようなことは、お互いのできればいいですね。ただ、本当に一方で、日本人とか、もういろんなケースがあるのであれなんですけど、やっぱり理不尽なことをやっぱり正当化されても、やっぱりさすがに泣き寝入りするわけにはいかないということもありますから、やっぱりつつい、今、本当にさっきちょっと学校の話もありましたけども、本当に学校も大変なところもあったりとかするんで、総合的にいろんな情報を聞きながらですね、町民の方々のとにかくサービスを落とさないように、とにかく学校だって先生が来ないとかという話だと、子供たちが教えることもあったりとか、やっぱりすることなんかはあっちゃいけない話なので、そういうこともないように、やはり先生たちがということもあるけど、親御さんたちにもそれは理解をやっぱりしてもらわないと、やっぱりいけないようなことだと思うんですね。

ですから、非常に今回の件は、いいボールを投げてもらったなと思っています。いろいろ検討させていただいて、とにかくいざこざがないような、ね、お互いとにかく前向きに未来に向かって進めていかれるような町になれるように、今後もいろんなことに努めてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

2 番 武 尾
議 長

ありがとうございました。

以上で受付番号第9号、武尾哲治君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。休憩中に昼食をとってください。午後は1時30分より再開いたします。 (11時51分)

議 長

休憩を解いて再開いたします。

(13時30分)

町

長

日程第2「議案第57号松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

議案第57号松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年12月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町寄自然休養村管理センターの施設の維持管理及び整備に要する財源を確保するとともに、地域振興を図るため、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長

町長の提案説明は終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼観光経済課長

それでは、議案第57号松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

寄自然休養村管理センターは、寄地区の交流拠点の施設といたしまして、大規模改修を実施し、利用ニーズの高い施設環境の整備を図っています。利用に供するに当たり、施設の維持管理及び整備に要する財源を確保するとともに、地域振興を図るため、条例の一部改正をするものでございます。内容等につきましては、趣旨の改正及び寄自然休養村管理センターを利用するに当たっての利用料金を改正するものでございます。

それでは、改正内容について御説明をさせていただきます。資料をおめくりいただきまして、横面の参考資料1を御覧ください。新旧対照表でございます。右側が現行、左側が改正案でございます。

まず、第1条の趣旨、現行の観光農業を観光農業並びに地域振興に改めるものでございます。別表2（第6条関係）の表の見出し、現行の宿泊料金を宿泊

料金・入浴料金に改めるものでございます。表中の宿泊料の現行の室料1室4,000円、宿泊者1名につき2,500円を宿泊者1名につき（大人）1万円、宿泊者1名につき（小人）7,000円に改め、また、浴場を設けますので、入浴料、利用者1名につき（町内）500円、利用者1名につき（町外）1,000円に改めるものでございます。

次のページを御覧ください。参考資料2で2ページにわたるものでございます。令和7年11月19日開催の議会全員協議会で説明した資料でございます。

お戻りいただきまして、議案2ページ目の条例の本文、附則となります。この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上、議案第57号の説明とさせていただきます。御審議のほどお願いいたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 1 番 北 村 全協のときにもお聞きしたんですけれども、ここ最近の町内の利用者っていらっしゃるんですかね。お願いいたします。
- 参事兼観光経済課長 町内の宿泊者はいませんでした。
- 1 番 北 村 令和6年。
- 参事兼観光経済課長 はい。
- 議 長 ほかにございますか。
- 3 番 吉 田 この前、全協のときに、シャワーの設置についてもちょっとお話も出たんですけれども、これはどこにどのようなものができるのかということと、入浴料について収支をどのように考えているか。それと入浴施設は何日営業されるのか。それから宿泊の件ですけれども、宿泊客は1名でも可能なのか。それとどれくらいの宿泊客を想定しているのかと。周辺の民間の宿泊施設への宿泊状況はどれくらいと読んでいるのかについてちょっとお伺いしたいと思います。
- 参事兼観光経済課長 1つずつ、お願いいたします。まず1つ目は。
- 3 番 吉 田 1つ目は、シャワーはどこにどのようなものが予定されているのかということ。
- 参事兼観光経済課長 シャワーは浴室についております。質問ですよね。

3 番 吉 田 次は、入浴料についての収支が、ここをどのように考えているかということ
と、入浴施設は大体何日、例えば週に何回、もう毎日入浴施設が営業されるの
か、そのような営業の仕方についてお伺いしたい。

参事兼観光経済課長 管理センター、現在、月曜日と火曜日の午前中お休みですので、想定として
は週5日から6日ということで考えております。その営業に合わせて考えてお
ります。

3 番 吉 田 それで収支。

参事兼観光経済課長 収支。

3 番 吉 田 来るお客さんに対してからの収入の量とそれと実際にそれに必要な経費の割
合をどのように考えているのか。

参事兼観光経済課長 それで考えますと、週5日で考えますと……宿泊料が全部ですかね。お風呂
だけですか。

3 番 吉 田 宿泊料等でも、込みでもいいです。（私語あり）

議 長 質問者が手を挙げたものに答えていただく形をお願いします。

参事兼観光経済課長 想定では、現在、想定をしたのは、宿泊料では50日で20名ということで、単
価、上限額は1万円ですので、7,000円ということで想定しまして、使用回数
1,000回、50日掛ける20名で700万円というような想定をしております。

議 長 あと、1名でも泊まれるか。

参事兼観光経済課長 はい。1名でも入浴料は取る計算となっております。

議 長 で、宿泊者の想定ですね。

参事兼観光経済課長 宿泊料の想定ですね。今申し上げましたとおり、50日で20名ということで、
単価の7,000円と設定しますと、使用回数1,000回ですので700万円となりま
す。温浴利用料は、課での設定では、1か月20名の10日で、12か月を掛けます
と、単価1,000円、町外1,000円ですので、使用回数2,400円となりまして240万
円。町内は、12か月で1か月当たり10日ということで、5名を想定しますと、
単価500円の使用回数が600になりますので30万円。会議、休憩室、食事使用料
を当てはめると、約1,000万円ぐらいの使用料になります。

経費につきましては、人件費が繁忙期と閑散期を想定しまして、年間約500

万円、その他支出で合わせますと約980万円になりまして、差引き280万円ぐら
いの収支ということで、今現在は営業シミュレーションをしております。

3 番 吉 田 ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。よろしいですか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号松田町寄自然休養村
管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、産業厚生
常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は、産業厚生常任委員会に付託の上、審議
することに決定しました。

議 長 日程第3「議案第58号松田町寄みやまグラウンドの設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第58号松田町寄みやまグラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例を別紙のように定める。

令和7年12月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町寄みやまグラウンドの施設の維持管理及び整備に要する財
源を確保することにより、持続可能な施設運営及び地域活性化の推進を図るた
め、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしく願いま
す。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼観光経済課長 議案第58号松田町寄みやまグラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について。

それでは、議案第58号の説明をさせていただきます。寄みやまグラウンド
は、今年度、防球ネットの設置やトイレ改修工事などを実施し、利用ニーズの

高い施設環境の整備を図っております。利用に供するに当たり、施設の維持管理及び整備に要する財源を確保することにより、持続可能な施設運営及び地域活性化の推進を図るため、条例の一部を改正するものでございます。内容等につきましては、寄みやまグラウンドを利用するに当たってのグラウンドの利用料金を改正するものでございます。

それでは、改正内容について御説明させていただきます。資料をおめくりいただきまして、横面の参考資料1であります。新旧対照表対照表を御覧ください。右側が現行、左側が改正案です。別表（第8条関係）の表中の施設名、グラウンドの利用区分の土曜日、日曜日、祝日の利用料金につきまして、その他の4,000円を6,000円に改めるものでございます。

次のページを御覧ください。参考資料2で2ページにわたるものでございます。令和7年11月19日開催の議会全員協議会で説明した資料でございます。

お戻りいただきまして、議案2ページ目の条例本文を御覧ください。附則となります。この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上、議案第58号の説明とさせていただきます。御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号松田町寄みやまグラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会に付託の上審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議 長 お諮りします。日程第4「議案第59号小田原市と松田町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について」から「議案第62号松田町と箱根町との証明書等の交付に係る事務の委託の廃止に関する協議について」の4件の議案につきましては、協議を行う市と町の名称が違っておりますが内容は全て同じです。松田町議会会議規則第36条の規定に基づき、一括議題として審議することに、また、議会運営基準第107条の規定に基づき、質疑終了後に一括採択することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第59号小田原市と松田町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について。

小田原市と松田町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約を廃止する規約について、別紙のとおり協議する。

令和7年12月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方自治法第252条の14条第2項の規定により証明書等の交付等に係る事務の委託を廃止することについて小田原市と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、提案するものでございます。

続きまして、議案第60号南足柄市と松田町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について。

南足柄市と松田町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約を廃止する規約について、別紙のとおり協議する。

令和7年12月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由につきましては、ほぼ内容が一緒で、南足柄市と協議するためでございます。

続いて、議案第61号大井町と松田町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議につきまして。

大井町と松田町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約を廃止する規約について、別紙のとおり協議する。

令和7年12月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由につきましても、大井町と協議するため以外は全て一緒でございます。

議案第62号松田町と箱根町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議につきまして。

松田町と箱根町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約を廃止する規約について、別紙のとおり協議する。

令和7年12月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方自治法第252条の14条第2項の規定により証明書等の交付等に係る事務の委託を廃止することについて箱根町と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 議案第59号小田原市と松田町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について、議案第60号南足柄市と松田町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について、議案第61号大井町と松田町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について、議案第62号松田町と箱根町との証明書等の交付に係る事務の委託の廃止に関する協議については、内容が同じですので一括で説明させていただきます。地方自治法第252条の14第2項の規定により、証明書等の交付等に係る事務の委託を廃止することについて、小田原市、南足柄市、大井町、箱根町とそれぞれ協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるため提案するものでございます。

2枚目をお願いいたします。住民票の写し、印鑑登録証明書及び戸籍謄抄本をそれぞれの市町と相互に交付する広域証明発行サービスを行うための事務の委託を、令和8年3月31日をもって廃止することの協議書をお示ししております。

す。

3枚目をお願いいたします。小田原市、南足柄市、大井町、箱根町と松田町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約を廃止する規約でございます。附則でございますが、この規約は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

次のページの参考資料は、11月19日の議会全員協議会で御説明させていただきました資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第59号小田原市と松田町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議についてから、議案第62号松田町と箱根町との証明書等の交付に係る事務の委託の廃止に関する協議についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第63号令和7年度松田町一般会計補正予算(第5号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第63号令和7年度松田町一般会計補正予算(第5号)について。

令和7年度松田町一般会計補正予算(第5号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出そ

れぞれ3,506万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億4,259万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年12月2日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第63号令和7年度一般会計補正予算(第5号)について御説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、ふるさと応援寄附金や財政調整基金の利子及び新松田駅周辺整備基金利子の増額、そして歳出におきましては、過誤納還付金及び加算金、また、国民健康保険事業特別会計繰出金や介護保険事業会計特別会計の繰出金、また、健康福祉センターにおける維持管理等負担金や生涯学習センター、松田小学校、松田中学校の光熱水費等の増額による補正となります。

それでは、6ページをお開きください。第2表の債務負担行為の追加の補正となります。1つ目が、全戸配布物ポスティング委託料でございます。期間につきましては令和7年度から令和10年度の4年間でございます。限度額は502万8,000円を補正するものでございます。本年度、令和7年度に発注をかけ、次年度の4月から事業継続に備えることが必要なため、今回、補正を行うものでございます。

続きまして、松田町寄ロウバイ園指定管理委託料でございます。こちらは、5年間の契約にて、8年度から12年度までの限度額750万円を補正するものでございます。

それでは、12、13ページ、事項別明細書の2、歳入より御説明をさせていただきます。款、使用料及び手数料、項、使用料、目、教育使用料でございま

す。説明欄では、生涯学習センター使用料150万円の増額補正となります。こちらは大ホールのボディーフィットネス大会が行われたことにより、収入の増によるものでございます。開催は2回開催されております。

続きまして、款、県支出金項、項、県補助金、目、農林水産業費補助金。説明欄、農地利用最適化交付金30万円の補助で、こちらは10分の10の補助事業でございます。詳細につきましては歳出で御説明をさせていただきます。

続きまして、款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金。説明欄につきましては、財政調整基金利子として51万8,000円の増額補正をするものでございます。本件につきましては、地方自治法第241条に記載されます基金は確実かつ効果的に運用しなければならないと規定されており、これまでは定期預金で運用してきましたが、低金利の状況が続いていることから、本基金の資金を活用して定期預金より高い金利である債権を購入することで、さらなる運用収入を確保するものでございます。

今回は、神奈川県債の第6回公募債で、5年債、1億円の購入、基金の運用管理を行うため、令和7年度の入息が増額することから、51万8,000円を補正するものでございます。利率につきましては年1.3%、本年度は51万8,000円の増額補正、令和8年度以降は年間130万円を見込む受入れを予定しております。

続きまして、説明欄、新松田駅周辺整備基金利子でございます。こちらは135万円の増額補正でございます。第476回の公募債で2年債を3億円で購入し、基金の運用管理を行うものでございます。利率につきましては0.9%、本年度は135万円、2年債なので令和8年度は270万円の受入れを考えているところでございます。

続きまして、款・項、寄附金、目、一般寄附金でございます。説明欄、ふるさと応援寄附金でございます。こちらにつきましては、2,800万円の増額補正を見込むものでございます。主なものにつきましては、オリジナルビールの増額によるものでございます。

続きまして、款・項、寄附金、目、指定寄附金でございます。説明欄、ま

ち・ひと・しごと創生寄附金につきましては、民間企業からの寄附によるもので4件分、147万円の増額補正をするものでございます。

続きまして、説明欄、ふるさと応援寄附金につきましては、こちらはふるさと納税型のクラウドファンディングに伴う寄附といたしまして、3件分の事業に対して、歳入192万8,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして、歳出になります。14、15ページでございます。款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費でございます。こちらは先ほどの神奈川県債購入に伴う歳入同額の51万8,000を補正するものでございます。

続きまして、目、企画費、説明欄、ふるさと寄附金の返礼品発送委託料でございます。1,496万4,000円の増額補正によるものでございます。こちらは歳入の2,800万円の50%とですね、クラウドファンディング型の委託料の歳入に対する192万8,000円の50%、合わせて1,496万4,000円をここで増額補正するものでございます。

また、説明欄、ふるさと納税等活用事業補助金でございます。こちらは歳入の192万8,000円に対し、町からの補助ということで50%分を見込みますので、こちら96万4,000円の増額補正となります。

続きまして、説明欄、シティプロモーション用の商品開発事業でございます。こちらは製造等に伴うオリジナルビールの増額分として、762万3,000円を補正するものでございます。

続きまして、説明欄、企業版ふるさと納税推進委託料でございます。こちらは寄附額の20%によるものでございます。188万6,000円の補正でございます。企業につきましては、2社からの寄附金、寄附額がございました。これに対するですね、20%、寄附額の総額が706万9,000円、これに対する20%と今後見込まれる20%分も踏まえてですね、今回188万6,000円を想定して補正をしているものでございます。

続きまして、項、徴税费、目、賦課徴収費、説明欄、過誤納還付金及び還付加算金、100万円の補正でございます。こちらは実績見込みに伴い、ここで100万円の補正をするものでございます。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費でございます。説明欄、国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、会計年度任用職員報酬、また、出産育児一時金の追加分、合わせて158万1,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、説明欄、介護保険事業特別会計繰出金につきましては、事務費繰入等の増額により、ここで42万2,000円を補正するものでございます。

続きまして、衛生費でございます。項、保健衛生費、目、保健衛生総務費、説明欄、健康福祉センター維持管理等負担金156万9,000円の補正でございます。こちらは健康増進事業における光熱水費分として、ここで補正をするものでございます。

続きまして、16、17ページでございます。款、農林水産費の項、農業費、目、農業委員会費でございます。説明欄、農業委員会運営等に要する経費といったしまして、農地パトロール等における消耗品等に伴う補正として、7万8,000円の補正をここで行うものでございます。

続きまして、説明欄、会計年度任用職員給与費でございます。こちら10分の10補助として、報酬と旅費分合わせて24万円をここで補正するものでございます。

続きまして、款・項、商工費でございます。説明欄、商工振興対策事業の地域産業創出支援補助金として38万円を補正するものでございます。こちらは70周年記念事業の芋焼酎をつくる会への補助金となります。

続きまして、款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画総務費。説明欄につきましては、積立金でございます。新松田駅周辺整備基金の積立金の利子分に伴う歳入同額の135万円をここで補正するものでございます。

続きまして、款、教育費でございます。項、小学校費、目、松田小学校費。説明欄、光熱水費等につきましてはですね、物価高騰等における今回実績見込みに伴いまして、ここで196万7,000円を補正するものでございます。また、項、中学校費でございます。目、松田中学校費。こちらと同じく実績見込みにより、ここで209万7,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、教育費の社会総務費、目、生涯学習センター管理費でございます。こちらも物価高騰に伴う光熱水費分の実績見込みにより、ここで500万円の増額補正をするものでございます。

最後になります。款・項・目、予備費でございます。予備費につきましては、657万3,000円の減額における、総額は6,268万3,000円となる予定でございます。

以上、説明のほうを終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明は終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか、質疑。

9 番 井 上 ページが15ページの賦課徴収費で、過誤納還付金及び還付加算金が、実績見込みという説明がありましたけれども、ここで100万円ですね、増額補正する、その内訳が分かりましたらお知らせいただきたいと思いますが。

税 務 課 長 ただいまの井上議員の御質問にお答えさせていただきます。100万円、何か今現在、支出が決まっているものがあるかと申しますと、そういったことではございませんで、既に当初予算額600万円に対しまして、全額、今、執行をしております。予算流用も含めましてというところで、そうですね、令和3年度から令和6年度までの12月から来年の3月までの支出の実績を基に、今後、これからの時期、100万円相当の支出がこれまでございましたので、それに備えての補正の増額をさせていただいたものでございます。

9 番 井 上 今後のはですね、前年度ベースによる部分の100万円増という理解でよろしいかと思いますが、そうしますと、4月から12月までで、大分その辺が過誤納還付金等が多く支出されたのかなというふうに推測しますが、何か主立ったものがあれば説明をしていただきたいと思います。なければないで結構です。

税 務 課 長 主立ったものと申しますと、そうですね、法人で確定の申告が出されたものというところで240万円ほど支出をしております。そのほかに、固定資産税の関係で過去に課税したもので誤りがあったということが分かったものという

ころで、そうですね、金額としては400万円を超えるぐらいの金額、200万円です、ごめんなさい。訂正します。200万円を超えるぐらいの金額の支出が出ております。

以上です。

9 番 井 上 了解しました。終わります。

議 長 ほかにございますか。

7 番 平 野 今と同じページ、15ページの国民健康保険事業の繰出金で出産育児の増加というようなことをおっしゃっていたんですが、何か件数とかでもし分かりましたら教えてください。

町 民 課 長 出産育児一時金のほうが、当初、6件分取っていたんですけども、それが全て支出をしまして、今後、この補正を組むときには、この後のちょっと特別会計のほうでも説明させてもらうんですけども、3件この後予定がありまして、つい先日、もう1件出産予定のある方も転入されてこられたので、今後4件の支払い見込みがございます。

以上です。

7 番 平 野 ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第63号令和7年度松田町一般会計補正予算(第5号)について、原案のとおり決することに賛

成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9「議案第64号令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第64号令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3
号)。

令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ158万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,400万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 議案第64号令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
について説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、会計年度任用職員給与費及び出産育児一時金の増額とそれに伴う一般会計繰入金が増額が主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。12ページ、13ページをお願いいたします。歳入から説明させていただきます。款、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金、節2、職員給与費等繰入金につきましては、会計年度任用職員の産休代替職員の報酬分全額の24万7,000円を繰り入れるものでございます。節3、出産育児一時金繰入金は、歳出の出産育児一時金の増額分200万円の3分の2、133万4,000円を繰り入れるものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。歳出でございます。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費につきましては、右側説明欄を御覧いただきまして、会計年度任用職員の産休代替職員の報酬分でございます。款、保険給

付費、項、出産育児諸費、目、出産育児一時金につきましては、右側説明欄、
出産育児一時金4件分の増額分とその手数料でございます。款・項・目ともに
予備費は、歳入と歳出の差額を計上させていただきました。また、16ページ、
17ページには、給与費明細書がございますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第64号令和7年
度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のと
おり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10「議案第65号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第
4号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第65号令和7年度松田町介護保険事業特別業補正予算(第4号)。

令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定める
ところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出そ
れぞれ84万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億
7,705万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後
の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第65号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しにより、町村情報システム共同事業組合システム改修事業の予算追加が今回の補正の主なものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。歳入から説明いたします。款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、事業費補助金、節、介護保険事業費補助金。説明欄のとおり42万円の増額で、歳出の介護保険システム改修費負担金84万2,000円の2分の1を国から補助金として歳入するものでございます。

続きまして、款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、その他一般会計繰入金、節、事業費繰入金につきましては、説明欄のとおり補正額42万2,000円で、先ほど一般会計補正予算で御議決を頂きました介護保険事業特別会計繰出金と同額を事務費として受け入れるものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお願いいたします。歳出について御説明をいたします。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、節、負担金、補助及び交付金。説明欄の介護保険システム改修費負担金84万2,000円を増額するものです。

その次の下段です。款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、節、償還金、利子及び割引料では、説明欄にある地域支援事業費などの国庫及び県費の償還金として8万5,000円を増額するものです。

その下段、款・項・目、予備費については、8万5,000円を減額し、5,547万7,000円にするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第65号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11「議案第66号令和7年度松田町上水道事業会計補正予算(第3号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第66号令和7年度松田町上水道事業会計補正予算(第3号)。

(総則)第1条、令和7年度松田町上水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)第2条、令和7年度松田町上水道事業会計補正予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で申し上げます。収入、第1款、水道事業収益、1億3,698万1,000円、20万2,000円、計1億3,718万3,000円。第2項、営業外収益、5,001万8,000円、20万2,000円、計5,022万円。支出、第2款、水道事業費用、1億4,330万9,000円、37万1,000円、1億4,368万円。第1項、営業費用、1億3,851万1,000円、37万1,000円、計1億3,888万2,000円。

令和7年12月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和7年度松田町上水道事業会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

今回の補正予算は、令和6年度寄簡易水道事業への貸付金に伴う貸付金利息収入と令和10年度に更新を予定しております次期水道料金システムへの切替え準備に係る追加負担金に伴う補正をさせていただくものです。

6、7ページをお願いします。令和7年度補正予算内訳書の収益的収入及び支出の収入でございます。款1、水道事業収益、項2、営業外収益、目1、受取利息及び配当金につきましては、令和7年3月31日に実行しました寄簡易水道事業会計への貸付金に伴う長期貸付金利息で、20万2,000円を増額しております。

8、9ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出でございます。款2、水道事業費用、項1、営業費用、目3、総係費につきましては、現在稼働中の県内の町村で共同調達しております水道料金システムが令和10年9月末をもって契約満了、提供終了となることから、別システムの調達に係る準備を進めるための負担金37万1,000円を増額しております。

説明は以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第66号令和7年度松田町上水道事業会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12「議案第67号令和7年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算(第2

号) 」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第67号令和7年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算(第2号)。

(総則)第1条、令和7年度松田町寄簡易水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)第2条、令和7年度松田町寄簡易水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で申し上げます。支出、第2款、水道事業費用、4,008万6,000円、124万6,000円、計4,733万2,000円。第1項、営業費用、4,322万1,000円、70万円、計4,392万1,000円。第2項、営業外費用、286万4,000円、54万6,000円、計341万円。

令和7年12月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和7年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

今回の補正予算は、水道管の漏水修繕等に伴う費用と上水道事業からの令和6年度借入金に伴う借入金利息、そして確定申告に伴う消費税及び地方消費税の納付額決定に伴う補正をさせていただくものです。

4、5ページをお願いします。令和7年度補正予算内訳書の収益的収入及び支出の支出でございます。款2、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費につきましては、漏水対応等に伴う修繕費用で、70万円を増額しております。

その下、項2、営業外費用、目1、支払利息につきましては、令和7年3月31日に上水道事業会計から貸付けを受けました借入金に伴う長期借入金利息で、20万3,000円を増額しております。

その下、目2、消費税及び地方消費税につきましては、確定申告に伴う納付額決定により34万3,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどをよろしくお願ひいたします。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第67号令和7年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長 以上で本日予定しました日程の全てが終了しました。この後、2時45分より議会全員協議会を開催しますので、議員及び町長ほか補助説明員の方は、大会議室にお集まりください。明日は委員会活動日ですので、産業厚生常任委員会 は委員長 の指示で開催をしてください。12月5日の午前中は委員会活動日となっておりますので、各委員長の指示で開催をしてください。午後1時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。

本日は大変に御苦労さまでした。

(14時28分)